

# 理正院文書の成立と伝来

## 1 近世の「記録」と文書

東昇

### はじめに

本稿は理正院文書の成立と伝来について、つぎの三時期に区分し考察するものである。まず1では、理正院文書に使用される「記録」という言葉の分析から、近世における文書の利用について検討したい。2では、明治一八年の「旧上麻生村古帳記録類目録」(資料3)の目録から、近代の行政区画の変遷と文書の管理・移動についてみたい。3では、昭和二六年に全国規模で実施された「近世庶民史料調査」目録(資料4)から、当時の理正院文書の概要について述べてみたい。文書の引継目録は、今現存している史料としての文書ではなく、当時必要とされた公文書の全容を知る上で貴重なもので、近世・近代の村落行政研究には重要な史料となりうる。

これまで愛媛において文書の引継目録を素材とした研究は、菅原憲二氏の『田中九平引継文書目録』について<sup>(1)</sup>がほぼ唯一である。これは「三浦田中家文書」の「解説」中の一項であるが、菅原氏は田中家に残る文書目録と調査の成果をもとに、田中家文書の分析を行っている。

本稿に入る前に、まず理正院文書の伝来について概観を述べておきたい。理正院文書の名称は、文書を保管してきた理正院からつけられたものであり、文書の性格は近世の庄屋文書と位置づけることができる。近世段階では大洲藩領の浮穴郡上麻生村の庄屋を代々勤めた門田家が、庄屋の業務上必要な文書を作成し保管してきた。近代になると門田家で保管してきた近世文書の一部は戸長役場・村役場へ移管されたが、門田家に残った文書もあった。その後門田家に保管された文書は、門田家の檀那寺であった理正院に移された。戦後の一期、愛媛大学教育学部に移されたが、まもなく理正院に戻され、現在は愛媛県歴史文化博物館に寄託され、「理正院文書」と称されている。

ここでは、近世における「記録」という言葉を分析し、近世文書の保存と利用について考えてみたい。上麻生村は重信川から取水する用水をめぐって、対岸の松山藩領の村々とたび重なる水論を起こしており、理正院文書中には多くの水論関係の文書が残されている。そのなかに、天明元(一七八一)年から嘉永二(一八四九)年までの約七〇年にわたる「赤坂泉」をめぐる文書、嘉永三年四月「赤坂泉所記録抜書き」(8-16)がある。この史料は、標題の「赤坂泉所記録抜書き」とあるように、様々な水論記録の抜書きである。本文は史料5に掲載しているが、内容は赤坂泉に関する年代ごとの記事で、ほぼすべてに引用した文書の名前と文書の本文が記されている。この中から「記録」という言葉や、引用されている文書の文書名が記されている箇所を//をつけて抜き出したものが、左の①～⑯である。

- ①天明元辛丑年赤坂新田表泉堀池出来ニ付、〈麻生村手控写〉ニ御座候、
- ②天明五己巳歳下村々不実意之取斗致候ニ付、〈上麻生村々歎書差出候控〉左之通ニ御座候、
- ③同年十月湯口卯兵衛様より〈御書付并絵図面〉御差添左之通御渡ニ相成申候、
- ④同九乙酉年上手投石より出来ト相記候頭書〈上麻生村手控〉ニ御座候故、〈本記録〉穿繫仕候得共其頃〈記録〉相分り不申候、尤下麻生村ニ茂同年四月赤坂泉御普請御座候ト〈日記〉ニ御座候、
- ⑤寛政二庚戌年〈下麻生村記録〉之内左之通〈控〉御座候、
- ⑥同三辛亥年内土手急難所麻生村より出来ト申頭書〈上麻生村手控〉ニ御座候得共、〈本記録〉ハ相分不申候、
- ⑦右者〈下麻生村記録〉御座候、
- ⑧同五癸丑年五月又始江御普請六七兩年御座候、右〈上麻生村手控〉ニ御座候、
- ⑨右者〈上麻生村手控〉之内ニ御座候得共、〈本記録〉ハ相見ヘ不申候、
- ⑩同八丙辰年松植込候人夫并〈上麻生村より到来手紙写〉共、
- ⑪同年八月御普請成就之後御役人様依御望図面相認差出し申候、則別紙〈絵図面写〉壹枚差出し申候、

(12) 同十戌午年御普請御奉行様より御渡シ 〈御書付〉 左之通ニ御座候、  
(13) 文化夏之頃枝葉茂御田地風透之めめ枝打御歎申上候得共、 〈記録〉 相分兼申候、

(14) 文政七甲申年又々右同様ニ而御歎申上、御間済之上森井左門殿御企枝打被仰付候 〈控〉 御座候、

(15) 天明四甲辰年九月廿六日并寛政十戌午年十一月

殿様被為遊御越候節泉所土手江 〈御休処仕構向記録〉 二委敷御座候、 其後之御出右同様仕構仕候

以上から村の権利に關わる水論に、様々な文書を使用していることがわかる。これらは「麻生村手控写・上麻生村歎書差出候控・御書付并絵図面・日記・上麻生村歎到来手紙写」のように具体的な文書名をあげているもの、「下麻生村記録・御休処仕構向記録」のように具体的な文書名をあげないもの、「本記録」のようにある文書という意味を持つものと、三つに分けることができる。「記録」とは、具体的な文書名を示していないものの、証拠となる文書であることを表している。しかしここで使われる「記録」とは、記録=事実という前提のもとに作られた見せかけの文書であり、村の権利に關わる水論という場において自分たちの村を有利に導くための言葉といえる。先の抜書の三分一にあたる④⑥⑦⑨⑬でも、「記録」がないので分からぬとか、「下麻生村記録」など、具体的な文書を示さない曖昧な返答になっている。そのことは次の「赤坂泉所記録抜書写」の末文からもうかがえる。

## 2 明治の文書目録

一上麻生村帳面類八十ヶ年前賊入被盜取、其節御届申上儀ニ御座候、右紛失仕候帳面杯之内ニ委敷控等も御座候哉、只今日□記録ニ者何分相分り不申候、

一下麻生村帳面類ハ文化七八年已前之帳面売払御願申上、當時残り居候記録之内ニ者右申上外之儀相分り不申候、右之通抜書入御覽ニ申候、不約リニ御座候得共御賢察被下置候様御願申上候、以上、

庚戌年四月

麻生村

この末文では、上麻生村は帳面類が盜難にあり、下麻生村は帳面を売り払ったので、正式な文書が現存せず、今現在の「記録」ではわからぬと断っています

る。上麻生村の場合、「紛失仕候帳面杯之内ニ委敷控等も御座候哉」などと、紛失したものの中に肝心な文書があつたのではないかと、証拠を曖昧にしている。両村共に実際に文書が紛失したかどうか定かではないが、村は「記録」という言葉を権利獲得の手段として、巧みに争論に臨んでいたといえよう。

しかし、このような「記録」を貸借していることがわかる史料もある。安政三(一八五六)年二月三一日の門田浅五郎に宛てた藩の郡方正木雄左衛門の書簡(4-152)では、「先年赤坂泉面倒一条取調候時分記録写帳面内々御借用申度、御支筋無御座候ハ、御封印被成候而」とある。この「記録写帳面」とは、さきほどの「赤坂泉所記録抜書写」と思われる。嘉永三年から七年後に、藩の役人から内々に借用したいので、差し支えなければ封印して渡してもらいたいとする。翌月二九日の正木雄左衛門の書簡(4-1521)で、「山本加兵衛様谷右衛門七殿市ノ井手筋為御見分来月四日出宅」とあり、郡奉行と郡中代官の井手見分に対して、正木が浅五郎より「記録写帳面」を借用して下調べをしていたものと思われる。嘉永三年段階では、肝心な文書のない曖昧な「記録」であったが、次段階になると、それが確かに「記録」として利用されているのである。

以上のことから文書は、作成後も代々引き継がれていく、村の権利に關わる争論のたびに持ち出され、重要な証拠として利用していた。明確な証拠となる文書がない場合でも、「記録」という言葉によって自分たちの主張の道具として利用されるのである。

## 2-1 行政区画の変遷と文書の移動

1でみた近世文書が近代の行政へどのように引き継がれていったのか、ここでは行政区画の変遷とともに、各行政組織間で取り交わされた目録をもとに検討していきたい。

まず最初に上麻生村の近世から近代への行政区画の変遷について概観を述べると次の表1となる。

表1 上麻生村の行政区画変遷

明治五年	大洲県・新谷県に区政実施、第七十区 <sup>(2)</sup>
明治六年	神山県に大区小区制施行、第一一大区第二小区 <sup>(3)</sup>
明治七年	愛媛県に区制改正、第八大区第一五小区 <sup>(4)</sup>
明治九年	愛媛・香川県合併、第一五大区 <sup>(5)</sup>
明治一年	大区小区制廃止、上下麻生村を合併し麻生村戸長役場 <sup>(6)</sup>
明治一五年	宮内村外五ヶ村連合戸長役場（麻生・千足・川井・七折・大角藏・宮内村）
明治二三年	町村制施行、原町村

このような明治前期における頻繁な行政区画の変更、また近代的制度への変革は多くの文書の移動も伴った。次の明治五（一八七二）年「検地帳畠高改帳地検取調帳目録」（6—61）はその一例である。

（表紙）

「明治五年十一月

検地帳 目録

畠高改帳

地検取調帳

浮穴郡

上麻生村

記  
一検地帳  
内  
十三本

宝永四年田畠帳  
元文五年新田改帳  
寛保三年 同  
天明五年畠田改帳  
寛政八年新田改帳写  
但本帳先年より相見不申候事一本 一本 一本 一本 一本

文政八年九月池床替地畠高書	一枚
天保四年畠田改帳	一本
安政三年 同	一本
メ九本 上麻生村分	一本
天明五年新田畠改帳	二本
文政七年新田起書	一本
安政三年新田畠改帳	一本
メ四本 麻生村	一本
一天保十二年畠高改帳	九本
一同御相地新田畠改帳	二本
一明治五年八月地検改帳	二十七本
内訳	
田畠反別高并代金取調記従第一号至第十一号二部	二十二一本
御相地新田畠反別高并代金取調記	一本
但一本者下麻生村より指出可申事	
御引地反別高并代金取調記	二本
山林反別并代金取調記	二本
右者古來之検地帳用高ト指引難相成ニ付、天保十二年畠高改帳相添指出申候也	
伊豫国浮穴郡上麻生村	
里長	
壬申十一月三日	
門田猷	
神山県	
御府	
明治五年一月に上麻生村里長の門田猷（浅五郎の子）から神山県庁に提出された、近世の検地帳・畠高改帳、明治五年の地検取調帳の目録である。合計五一本の文書が記されているが、これらは宝永四年の田畠帳以後の土地の増減を記録した文書と、明治五年の地租改正による地検帳である。このような書類	

の引渡は、明治六年二月に出された「戸長副戸長・旧庄屋其外村役」宛の布達にも「郷村諸帳面ヲ始メ御用書類旧庄屋等ニ於テ無違漏取纏メ、速ニ長副へ引渡可有之候」と明示されている。<sup>(2)</sup>この布達から庄屋を廃し、戸長を置く際に村の諸帳面が戸長へ引き渡されていることが分かる。

実際に検地帳などの文書が神山県庁に提出されたかどうかは明らかではないが、この目録と全く同文の「記」(5-434)が明治七年六月に十五小区取扱所から上麻生村惣代役中へ出されている。この十五小区には上下麻生村と宮内村の三ヶ村が含まれており、取扱所がおかれていたと思われる下麻生村の戸長佐田信之の印が捺されている。末文には「右之通正ニ受取申候以上」とあり、実際に上麻生惣代から十五小区取扱所へ検地帳などが渡されているのがわかる。<sup>(3)</sup>

以上みてきたように行政区画・制度の変化の中で、村の基礎的な帳簿が行政組織間で頻繁にやりとりされているのである。<sup>(4)</sup>村の近代化は近世の膨大な文書の蓄積とその活用により実施されていったといえよう。

## 2-1-2 明治一八年の「旧上麻生村古帳記録類目録」

このような変革期の最中の明治一八(一八八五)年三月二〇日「旧上麻生村古帳記録類目録」(9-26、資料3)が作成された。この目録が作成された明治一八年は宮内村外五ヶ村連合戸長役場の時期である。目録は「旧上麻生村里長門田浅五郎」から「宮内村外五ヶ村戸長御役場」に宛てられたもので、目録の末文には「右之通此度依御指合有來分御引渡申上候也」とあることから、連合戸長役場の指令により旧里長より引き渡された文書群の目録といえる。この

表2 砥部町役場所蔵文書中の引継目録

九二一 戸長役場引継目録宮内・千足村 明治六一~一八年
一二八 麻生村戸長役場引渡目録 明治一六年
一二九 麻生村戸長役場引渡目録 明治一六年
一二〇 麻生村戸長役場引渡目録 明治一八年
一二一 宮内村千足村戸長役場引継目録 明治一三年四月
一二二 引渡目録 明治二一年
一二三 保存公有書目 宮内村千足村 明治一三年
一三四 金銭引渡目録 宮内村旧戸長役場 明治一八年

目録の正本と思われる文書が砥部町役場所蔵文書の中に現存する。砥部町役場所蔵文書は上麻生村が所属した旧原町村役場文書の引継文書であり、その中に「一一七 旧上麻生村古帳記録類目録 明治一八年」として存在している。<sup>(5)</sup>その他にも表2の八点の引継目録がある。

これらの多くが明治一八年を基準として作成されていることがわかる。旧原町区域内のすべての村の引継目録は残っていないが、近世の旧村の庄屋文書の目録と、近代の戸長役場の引渡目録が作成され、新しい宮内村外五ヶ村連合戸長役場へと文書が引き渡されたと思われる。

理正院文書は近世文書に比べて近代文書が非常に少ない。年号のあるもの一六〇〇点で比較しても、九七%が近世文書で、残りの三%が明治五年以降の近代文書である。麻生村の引渡目録は戸長役場のものがあり、多くの近代文書は麻生村戸長役場文書として引き渡された結果、理正院文書に残らなかつたのであろう。また家関係の文書が少ないので特徴であるが、これも別の場所に保管され、いわゆる「理正院文書」とは別の形で伝来したと考えられる。

次に資料3をもとに目録の内容について検討したい。この目録には九九九件、二四九〇点余の文書が記載されている。まず目録の収納についてであるが、文書の収納された容器は大きく五つに分けることができる。一番櫃・二番櫃・三番櫃・箪笥大・箪笥小である。各容器の収納文書の番号・件数・年代を表3にあげてみる(括弧内の数字は資料3の番号)。

まず櫃に収納された文書について分析してみると、三つある櫃は番号がつけられ、寛政元(一七八九)年から明治三(一八七〇)年までの三四年間分の文書が収納されている。実際に連續して残っているのは天保期から明治期までである。この時期は門田浅五郎が庄屋を勤めていた時期と重なる。浅五郎の父門田為助は文政六(一八二三)年に四二歳で亡くなっている。実際の文書でも文政六年までは為助の名が庄屋として登場する。しかし浅五郎が庄屋職を引き継いだのは、「庄屋門田浅五郎」と記載される文書が文政八年に初見されることから、没後間もなくのことと推定できる。浅五郎は文政八年に九歳であり、後見のある名前のみの庄屋であったと推定できる。実際に天保六(一八三五)年の「村入用銀米割賦連印帳」(10-1)では、村人から「後見宮内小左衛門」宛となっており、翌年より浅五郎宛となっている。実質的に庄屋職を任せられたのは二〇歳になった天保七年前後と考えられ、そのためこの前後である天保期

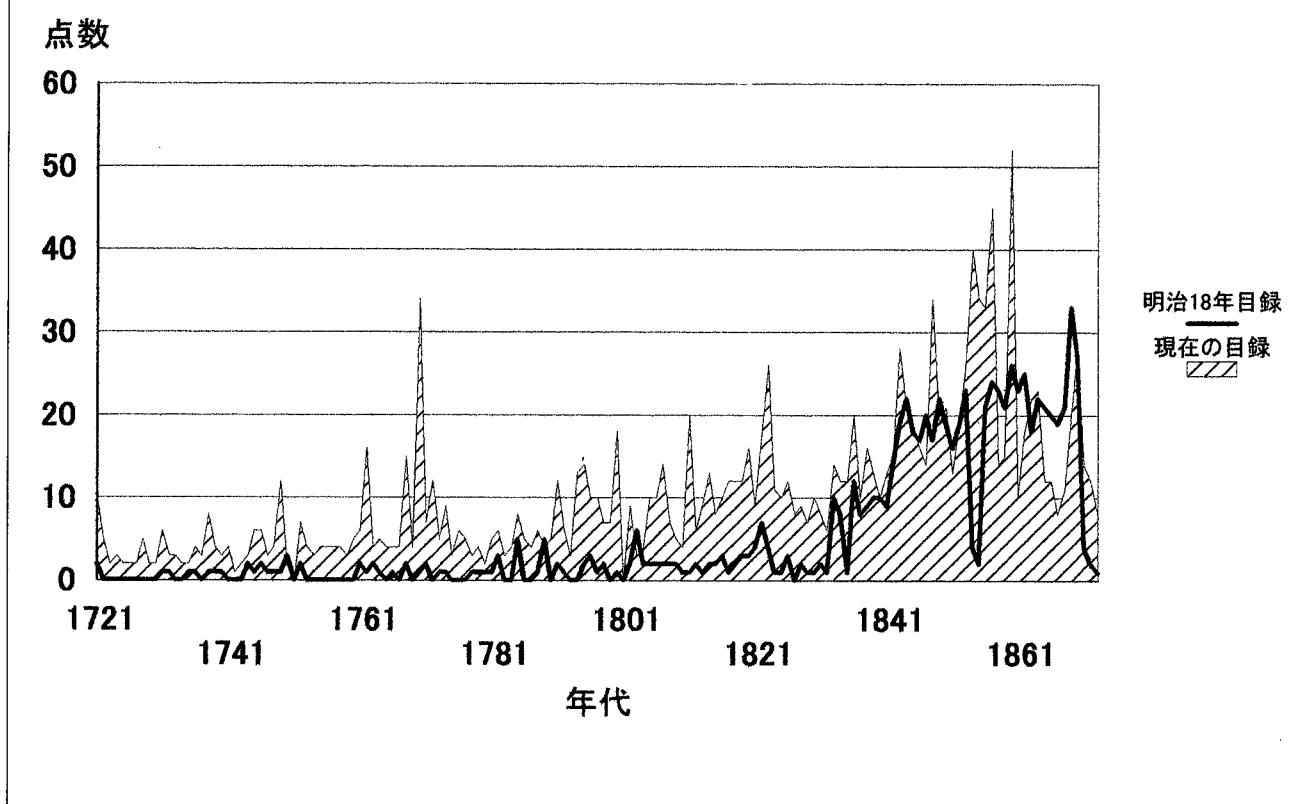
以降の文書が連續して櫃に残されたものと思われる。

表3 収納別の中内容

一番櫃	番号	件数	年代
二〇四〇三九八	一〇四件	二〇四件	寛政元・八・一〇 天保二・四・五・七・一五
一九五件	一九五件	一九五件	弘化一・三 明治二・三
嘉永二・六	嘉永二・六	嘉永二・六	弘化四・五
安政三・五	安政三・五	安政三・五	明治二・三
万延元	万延元	万延元	弘化一・三
文久元・三	文久元・三	文久元・三	寛政元・八・一〇 天保二・四・五・七・一五
元治元	元治元	元治元	寛政元・八・一〇 天保二・四・五・七・一五
慶應元・三	慶應元・三	慶應元・三	寛政元・八・一〇 天保二・四・五・七・一五
明治元	明治元	明治元	寛政元・八・一〇 天保二・四・五・七・一五
享保一六・天保一〇	享保一六・天保一〇	享保一六・天保一〇	寛政元・八・一〇 天保二・四・五・七・一五
二八八件	二八八件	二八八件	寛政元・八・一〇 天保二・四・五・七・一五
二七件	二七件	二七件	寛政元・八・一〇 天保二・四・五・七・一五
七三件	七三件	七三件	寛政元・八・一〇 天保二・四・五・七・一五
三件	三件	三件	寛政元・八・一〇 天保二・四・五・七・一五
三九九〇六〇八	三九九〇六〇八	三九九〇六〇八	寛政元・八・一〇 天保二・四・五・七・一五
二一〇件	二一〇件	二一〇件	寛政元・八・一〇 天保二・四・五・七・一五
六〇九〇八九六	六〇九〇八九六	六〇九〇八九六	寛政元・八・一〇 天保二・四・五・七・一五
九七三〇九九九	九七三〇九九九	九七三〇九九九	寛政元・八・一〇 天保二・四・五・七・一五
八九七〇九六九	八九七〇九六九	八九七〇九六九	寛政元・八・一〇 天保二・四・五・七・一五
九七〇〇九七二	九七〇〇九七二	九七〇〇九七二	寛政元・八・一〇 天保二・四・五・七・一五
筆箋大 引出	筆箋大 引出	筆箋大 引出	寛政元・八・一〇 天保二・四・五・七・一五
筆箋小 引出	筆箋小 引出	筆箋小 引出	寛政元・八・一〇 天保二・四・五・七・一五

櫃の収納点数は、どれもほぼ200件前後であり、順番もほぼ年代順である。一番櫃に明治二・三年分が収納されているが、多分明治期になり三番櫃が一杯になった段階で、まだ余裕のある一番櫃に入れられたものと推定される。櫃に収納された文書は、ほぼすべて冊子状のもので、いずれも「年貢帳」「割附渡方帳」「過未進書出帳」等、村における基礎帳簿である。どの種類の帳簿も三〇点前後あり、天保～明治期までの約30年間、毎年作成されたものであることを表している。このことは三櫃に収納された文書と現在の理正院文書で年号が分かる文書を比較した図1でもよくうかがえる。現在の理正院目録の方では、段差はあるが幕末へ向かうにつれて点数が増加する、よくある庄屋文書のパターンである。しかし、三櫃を含む明治一八年の目録では天保期以後、毎年20点前後の平行な線を描いている。ここからも三櫃には毎年作成された村の基礎帳簿が収納されていることがうかがえる。しかしこれらの基礎帳簿は、現在の理

図1 年代別文書点数の比較  
明治18年749点、現在1590点  
1721～1873年



正院文書中には残っておらず、目録共々宮内村外五ヶ村戸長役場へ引き渡されたのである。

次に筆笥についてみていただきたい。筆笥は大小二つあり、大の方に約三〇〇件、小の方に約八〇件の文書が収納されている。筆笥大には「願書控」「支配帳」「宗門帳」「土免紙」「差紙」「御通」のまとまり以外は、様々な文書が収納されている。筆笥小には水利に関する文書群以外にはまとまりはなく、筆笥大と同じく多様な文書が収納されている。また筆笥の大小別に「五十一」のような番号が文書の右肩に付されている。ほぼすべての文書に番号が付されており、筆笥大には一～二二八まで連続しており、筆笥小は一～七五まで連続している。筆笥大の最初の方に「甲一号」とあることから、筆笥大は甲何号という番号が付され、筆笥大が甲、筆笥小が乙と意識されていたと考えられる。実際、理正院文書の中に文書に貼られていたと思われる、「第三拾八号」等と書かれた文書番号札がいくつか存在する。<sup>(12)</sup>

先ほどの櫃と内容を比較すると、文政一三（一八三〇）年まではほぼ筆笥に収納され、天保期以降のまとまった冊子体の文書は櫃へ収納されていることがわかる。筆笥にも「差紙」「御通」等、長期にわたる文書があるが、いずれも「通」「締」と表現される状物である。櫃と筆笥を収納空間で比較した際の大きな違いは、収納空間が一つか、多様かという点である。櫃はいわゆる箱状であり空間は一つ、冊子体の文書なら収納管理が可能である。それに対して筆笥は多くの引き出しを持ち、状物や小さな文書の収納でき、多様な分類が可能である。<sup>(13)</sup>

所蔵者	松山市道後町愛媛大学教育学部歴史研究室保管
数	量
年	公六二九冊 九四九通
代	宝永二年～明治一三年
内	主として江戸中～末期
容	伊予国浮穴郡麻生村（大洲藩）庄屋の旧蔵書類で、宝永の新田検地帳・田畠畝高帳以下の農地史料、延享の土免目録以下の貢租書類を中心として、村法を含む諸法度、巡見、山林・入会、貯穀、寺社・普請、交通、水論・訴訟、村入用文書、及び宗門改・同手形の他、寛延・明和・安永・明治の百姓一揆記録がよく揃っている。

この収納に関連して目録における文書状態の表現方法についてみていただきたい。すべての文書に記されているわけではないが、「括・冊・袋・通・締（メ）・包・枚」の七種類の状態表現がある。まず文書一点ごとの表現形式として、横帳・堅帳など冊子体の「冊」、状物の「通」「枚」の三種類。文書のまとまりとしての表現形式として、こよりなどまとめられた「締・括」や「袋・包」の四種類にわけることができる。現在各地で現状記録の重要性が認識され、現状記録調査が実施され始めているが、明治期にもかなり多様な状態で分類されていたことがわかる。

この目録に記載された文書群は、宮内村外五ヶ村戸長役場へ引き渡された後、櫃収納分は返却されることなくある時期に廃棄・紛失され、筆笥収納分も一部

（「土免」「差紙」）現存する以外は、同じく廃棄・紛失したものと思われる。特に櫃に収納された多くの村の基礎帳簿は現存していない。

### 3 昭和二六年の近世庶民史料調査

明治一八年以降、門田家から檀那寺理正院に移された理正院文書の全体が明らかになるのは、昭和二三（一九四八）～二七（一九五二）年の四年間にわたり全国で実施された「近世庶民史料調査」である。「近世庶民史料調査」は近世史研究者の野村兼太郎を代表者とした文部省科学研究費綜合研究で、四年間で全国四四二九件の近世文書の調査と概要目録が作成されている。この調査の概要是『近世庶民史料所在目録』に掲載されている。<sup>(14)</sup> この時、愛媛県内で調査されたのは伊予史談会をはじめ、旧宇和島藩主の伊達家、各地の旧庄屋家、村役場などが所蔵していた文書五五件であり、点数は合計二万点と膨大なものであった。理正院文書は『近世庶民史料所在目録』に次のように記されている。

#### 四国一八六

庄屋名はないが、麻生村庄屋の文書一五七八点を愛媛大学教育学部歴史研究室が保管しているとある。この『近世庶民史料所在目録』の情報は、調査と概要目録にもとづいて作成されており、それらは全国の分は文部省資料館（現在の国立史料館）・京都大学経済学部、地区区の分は各地方の主要大学に保管され、四国地方分は「松山商科大学経済研究所」に保管されたとある。現在、松

山大学図書館には表紙に「松山商科大学経済研究所、昭和廿九年七月拾式日寄贈」と書かれた『昭和二十六年度調査書』が数冊所蔵されている。その「近世庶民史料調査書」によると、理正院文書は次のように記されている。

現蔵地	愛媛縣松山市道後町
旧地名	旧蔵地の旧地名伊豫国浮穴郡麻生村
旧身分	旧蔵者麻生庄村屋
旧支配	大洲藩郡中代官所支配
所蔵関係	麻生庄村屋門田氏より同村寺院理正院に渡され、同寺にて本年七月迄所蔵後、現蔵者に譲渡さる。
所蔵状況	(一) 公記録類六二九冊、九四九通 (二) 私記録類約二〇〇通
史料内容	農地、灌漑、入会、租税、農村、商業、制規、百姓一揆等に関するものが多く、殊に村法関係の史料に興味深いものがある。
保存状況	書棚に収容所蔵
整理状況	未整理であるが文理学部教育学部の学生の協力により整理中
利用状況	未利用
備考	学術史料として教育学部に保管す

そして欄外には調書作成日であろう「昭和二十六年八月三十日」と「調査員

田中歳雄、魚澄惣五郎」とある。この調査は當時愛媛大学教育学部で日本史を

教えていた田中歳雄氏によって行われたものとみえ、文理学部・教育学部の学

生の協力により整理中である。そして所蔵関係をみると門田氏から理正院に渡っ

た後、昭和二六年七月頃に愛媛大学教育学部が保管するようになったとある。

理正院文書はこの庶民資料調査がきっかけとなり教育学部に移管されたと思われる。

この時に作成された概要目録をまとめたものが資料4である。これは田中氏

らが分類した項目ごとに文書をまとめ、数量の多い順に記載したものである。

合計一五七五点でその約半分を農村（戸口）が占め、四分の一を農村（年貢）

が占めている。戸口の九割を占めているのが文化～明治期の「宗門送手形」で

ある。しかし現在それらのすべては残っていない。宗門御改帳も昭和二六年段階で確認されているが、現在の理正院文書には残っておらず、この半世紀の間に紛失したものと思われる。しかし農村（財政）の「麻生庄村人用銀米割符連印帳」、農業（灌漑）の「赤坂泉所記録抜書帳」など現存しているものも多く、その内容の検討は今後の課題である。

「近世庶民史料調査」は、現在の文書の行方など解決すべき点は多いが、愛媛の近世文書目録の先駆的業績として、また当時近世文書を保存していくのが困難であった時代に、多くの文書の散逸を防いだ点など、高く評価すべきであろう。

### おわりにかえて

以上、近世の「記録」という言葉、明治・昭和の目録を素材として、「理正院文書」の辿ってきた道を振り返ってみた。すでに近世段階で水論など村の権利を守るために、それまでに作成された文書を「記録」として登場させ道具として利用している。明治の行政区域や諸制度の変化の際にも、様々な形で近世の文書が引き渡され、公文書として村で活用されている。戦後に入ると公文書としての直接的な役目は終えたが、今度は近世を知るための貴重な史料として概要目録が記録された。そして現在当博物館に寄託され、詳細な目録の作成により、新たなる「理正院文書」の一歩が踏み出されようとしている。

### 註

- (1) 田中家文書調査会編『愛媛県宇和島市三浦田中家文書目録』、一九九五年。
- (2) 「御触状写帳」（満野公介氏蔵）『愛媛県史』資料編幕末維新、一九八七年、六〇九頁。
- (3) 「神山県区画並小区委員帳」『愛媛県史』資料編近代1（以下『近代1』と略す）、一九八四年、七二頁。
- (4) 「愛媛県布達々書」『近代1』一三一頁。
- (5) 「愛媛県布達々書」『近代1』四二四頁。
- (6) 『砥部町誌』一九七八年、二四二頁。
- (7) 『神山県布達々書』『近代1』七〇頁。

(8) 資料3の847天明五年「新田畠改帳」や973天保一二年「田畠畠高帳」などがこの目録と一致する。

(9) 他にも理正院文書中に次のような文書目録が存在する(5-378)

目

明治四辛未年分

一御勘定御 写

一御免入用并村入用諸割附

一御年貢帳

一役引合帳

一過未進帳

明治五壬申年分

一高寄帳

一年川春御用捨帳

一御年貢帳

一過未進帳

一役引合帳

一過未進帳

一高寄帳

明治六癸酉年分

一戸数高掛り帳

一高寄帳

一年川春御用捨帳

一役引合帳

一過未進帳

一田畠畠高帳

一旧引地畠高帳

明治三庚午年

一年引帳

明治四辛未年分

一同

式冊

壱冊

壱冊

九冊

壱冊

七冊

壱冊

壱冊

壱冊

壱冊

七冊

壱冊

□

□

□

明治六癸酉年分

一同

壱冊

一立銀未進銀帳

式冊

一田畠畠高相持帳

二冊

(10) 『砥部町史』一一二三頁。

(11) 理正院文書中の「文書番号札」は次の通りである。

1 — 859	第三拾八号	第四拾九号	第六拾号	第六拾四号
4 — 695	第三拾七号	第四拾六号	甲第五拾四号	甲第五拾七号
5 — 646	第拾七号	甲第百九号	甲百廿五号	
7 — 162	第拾武号	甲第八拾八号	甲第弐百九号	
	第弐拾四号			

(12) 小泉和子氏は引き出しの特徴を、1出し入れが簡単、2整理・分類が合理的、3

箱のように場所をとらない、の三点にまとめている(『箪笥』法政大学出版局、一九八二年)。また京都府城陽市の帳箱の分析でも、村内の小集団である講の場合には箱が多く、村単位の宮座では箪笥が多いという傾向が現れている。管理している文書の内容によって収納容器が変化しているといえよう(拙稿「近世の帳箱と銘文」『城陽市歴史民俗資料館館報』創刊号、一九九六年)。

(13) 近世庶民史料調査委員会編『近世庶民史料所在目録』第一~三輯、臨川書店、一九八一年(日本学術振興会、一九五二~五五年の復刻)。

#### 【付記】

「近世庶民史料調査書」閲覧に際しては、松山大学図書館の藤本昌司氏に御世話をになりました。

## 金毘羅開帳に関する覚書

—「東向山金毘羅開帳扉之諸錄」を素材に—

井 上 淳

### 一 はじめに

筆者は、当博物館の『研究紀要』第一号に、「金毘羅開帳に見る農民の娯楽—浮穴郡麻生村を事例に—」と題した論文を掲載した。そこでは農村部の開帳の一つの事例として、麻生村の理正院の境内にあった金毘羅社の開帳を取り上げ、江戸時代後期の拡大しつつある農民娯楽の一端を明らかにした。

その前稿では、当館に寄託された麻生村の庄屋文書としての理正院文書を主に用いたが、その後理正院を追加調査した際に、理正院に伝わった文書として、金毘羅開帳に関する資料が存在することが新たに分かった。本稿は、この寺側が書き残した資料である「東向山金毘羅開扉之諸錄」（以下、「諸錄」）を用いて、前稿の不十分な点を補足するために、覚書として書き残すものである。一部内容が重複する部分もあるが、ここでは、前稿では明らかにできなかつた開帳時の宝物場の実態や寄付の問題を中心に考察していきたい。

二 開帳と宝物場

「諸錄」は五四丁からなる小型の堅帳である。内容は、文久三（一八六三）年三月五日に開白した金毘羅開帳について理正院が閉帳直後の四月に記録したもので、元治二（一八六五）年二月に写したものである。この帳面はあくまでも寺側の視点で書かれたものであり、その冒頭に「開帳諸願面届書等底村役所ニ委シ」とあることから、大洲藩との開帳をめぐる折衝などについては、庄屋側で別帳が作成されたものと考えられる。したがって、大洲藩への届などの手続き的な資料は欠けているが、開帳の準備過程や具体的な内容については、前稿で取り上げたどの資料よりも詳しい。

については、本目録の史料7に文化一〇（一八一三）年の開帳の際の庄屋側の記録である「東向山金毘羅大権現開帳記録之略」の翻刻文を掲載したので、あわせてご参照いただきたい。ここでは、前稿では娯楽の一種としながらも実態がよく分からなかった宝物場についてまずみていく。最初に宝物場について記述している部分を掲げると、次のとおりである。

宝物場

引請世話方

喜十郎

甚助

寄セ夫

座敷上次二間障子敷居内高低式段拵惣毛氈敷、飾品左記、諸物類見  
付挂、椽側縮緬紫菊御紋付幕、外木綿同御紋付幕、

一 加藤嘉明公奉納兜

一 犀の子

一大森彦七兜

一 山姥おたまき

一 津田越前守助廣作脇差

一 弘法大師像

一 長船住順慶長光作太刀

一 嘉明公弟忠明所持之馬箒

一 加藤嘉明公奉納白旗

一 三條小鍛治宗近作

一 弘法大師御作辨財天

一 大森彦七所持鎗之身

一 越前卿義弘作脇差

一 千里山城主家中相原三郎右衛門尉所持轡矢根

子孫某奉納

一 弘法大師御作黄金仏

一大森彦七所持之長刀

一大森彦七所持之鎗

「諸錄」の最初は開帳の準備の記述に始まっている。なお、開帳の準備については前稿と重複するので一切省略する。また、開帳から閉帳までの細かい流

- 一大森彦七所持之矢根  
 一大森彦七所持之面  
 一当山開基實道上人所持錫杖  
 一弘法大師伝來唐物莫子入  
 一真如親王御作弘法大師像  
 一従亞墨利加洲渡礫  
 一伊賀守金道作脇差  
 一三條小鍛治宗近作短刀  
 一碧玉和尚画墨竹  
 一興教大師御筆不動明王  
 一弘法大師御筆同前  
 一智證大師御筆弘法大師像  
 一前関白左大臣従一位尚嗣公画贊人丸  
 一唐筆涅槃像  
 一妙法院堯惣親王御筆櫻  
 一英久院殿泰恒公御画月龜  
 一狩野益信  
 一妙法院堯惣親王御筆山水  
 一嵯峨御所覺勝院法務僧正了恕御書  
 一窓章院殿泰候公御書  
 一雪村画富士図  
 一和靈大明神御真筆  
 一狩野祐勢画鐘馗像
- ↖
- 史料によると、宝物場は理正院の座敷の上間・次間の二部屋を用いて設けられている。障子の敷居から内側に上下二段の台をつくり、すべてを毛氈で覆い、宝物を置いている。物によってはただ置くのではなく、見付に掛けるという手法も用いている。また、椽側は縮緬で菊の紋が入った紫色の幕、外は木綿で同じく菊の紋が入った幕で飾り、より華やかな展示空間を演出している。史料の記述からは、宝物場では今でいう博物館的な空間を作り出されたことを読み取

ることができる。宝物場は上麻生村の喜十郎が担当し、人集めの「寄セ夫」を甚助がつとめている。宝物を解説した得説者の名前は記されていないが、文化一〇年の時には讃岐金毘羅寺（松尾寺）の漂白の僧一幸坊が得説を行ったことが分かっている。

次に、華やかな展示空間に実際に展示された宝物であるが、ここには四〇件の宝物が記されている。開帳時の宝物については、例えば都市部の事例として大坂の四天王寺の文政二（一八一九）年の開帳の際に陳列された宝物をみると、真偽はともかくとして、聖徳太子ゆかりの品、天皇に関わる品、源頼朝・織田信長・豊臣秀吉など過去の為政者に関わる品など、いわゆる全国史的なレベルで四天王寺と関わる宝物が多く陳列されている。しかし、麻生村の金毘羅開帳の場合、別当寺の理正院が新義真言宗であることから、弘法大師に関わる宝物も多いが、それ以外についてはほとんどが地域の歴史を意識して宝物の陳列がなされているように見受けられる。

宝物が最も多く陳列されている地域ゆかりの人物は、南北朝時代に砥部周辺を領有し楠木正成を討ち取ったという伝説をもつ大森彦七であり、六件を数える。また、大森の家臣の相原三郎右衛門尉の武具についても合わせて陳列されているが、これも地域の歴史意識を反映したものといえよう。大森彦七については、正徳二（一七一二）年に宮内と麻生原町との間に、麻生の田中権内が自らの主家にあたるとして供養碑を建立するなど、既に江戸時代前期から地域の歴史に結びついた存在として扱われていたが、そうした傾向は江戸時代後期に入るとさらに強まっていたことが、開帳時の宝物からもうかがえる。

こうした開帳時に垣間みえる地域の歴史意識の高まりは、旧記類にも確認することができる。寛政二（一八〇〇）年には大洲藩領の上唐川村庄屋の菊沢与八が、「御替地」といわれた大洲藩領郡中代官所管内の各村について、庄屋の由緒・寺社・古跡・古城・伝説など地域の歴史をまとめた「予州大洲領御替地古今集」（以下、「古今集」）を著わしているが、このなかにも麻生村、宮内村、川登村、上唐川村の四ヶ所に大森彦七のことが触れられている。このうち、上唐川村の浜出稻荷神社の項には次のようにある。

一氏神 浜出稻荷五社大明神 村本谷にあり、

：（中略）：

附穀谷浜出稻荷大明神ハ軍陣之御守神也、有時麻生川原ニ塩商人昼ねし

居たる時ニ大森彦七通掛見ニ大蛇出商人を呑んとす、塩籠の内より小剣抜出追払、彦七塩壳を起し彼剣を所望し価遣し所持せり、折節松前往来時麻生下ニ而女川を渡し給へと云背負渡掛ル、数万ノ声天かき曇ル時ニ宝剣抜切払駄あり、天晴レ音静其時宝剣ハ当社へ入給ひ、左ノ社殿ニ祭る宝剣殿此也、：（下略）：

こには、彦七の大蛇退治の伝説とともに、そこで用いられた小剣が宝物となり、浜出稻荷神社の社殿にまつられていることが記されており、金毘羅開帳に彦七の武具が宝物として陳列されることとの近似性がある。あるいは、開帳時に陳列された彦七の武具も、こうした付属する伝説とともに得説者により語られたのであろうか。

また、大森彦七以外の宝物についても、それが金毘羅社の歴史、さらには地域の歴史を表わすものであったことは、やはり「古今集」で確認することができきる。「古今集」の麻生村の金毘羅大権現の項には次のような記述がある。<sup>(5)</sup>

### 一 東向山金毘羅大権現 理正院本寺谷上山也、

但慶長年中中村三島社地江降臨あり、庄屋産子沙門宝道開基当山江安置せり、元和年中遷宮、導師石手実雄法印也ト棟札ニあり、当領主御取立として祭礼法会市御免被為下、其後享保之比御紋付御提灯御奉納、將又

嵯峨御所金剛院宮様御登山、其後寛保之比同御所覚勝院法務僧正了怒御

登山、御自筆御額御奉納依由縁ニ寛政十御所より菊御紋付御幕提灯御寄附被遊御祈願所ニ被仰付候、

#### 寄附書簡

一筆致啓上候、春暖相催候得共各様弥御安静可被成、御勤珍重奉存候、然者村方金毘羅開扉修業被致候ニ付、先例も御座候故御村々<sup>アリ</sup>御寄附御頼申度、私共も<sup>アリ</sup>此段申上吳候様理正院<sup>アリ</sup>被申出候ニ付御頼申上候、程能御執斗可被成下候、右御頼申上度以龜札如斯御座候、以上、

二月六日

西岡弥市郎  
門田浅五郎

空間を彩った幕である可能性が高い。

このようにみていくと、この地域の歴史を記した旧記である「古今集」に記された世界と宝物場が表している世界とが極めて似てていることが分かる。おそらく、開帳場は前稿で記したように一方で芝居などと同様に娯楽の場としての側面を強くもちながらも、もう一方では旧記などに記されたこの地域の歴史的世界を、地域住民が身近に学習する場としても機能していたのではないかと考えられる。

### 三 開帳時の寄付

次に、前稿ではほとんど触れることができなかつた開帳時の寄付の呼びかけと、その成果として実際にどのくらいの寄付があつたのかということを明らかにしていきたい。

寄付の呼びかけであるが、文久三年の開帳の場合、まず「一月五日に上麻生村・下麻生村を中心に重立百姓が集められている。そして、その際に開帳時の役割分担とともに、村内の各組ごとに寄付の世話人が決められ、麻生村自体への寄付の呼びかけが始まっている。また、それ以外の地域には、上麻生庄村屋の門田浅五郎と下麻生庄村屋の西岡弥市郎の連名により、二月六日付で寄付を呼びかける次のような書簡が、砥部庄・小田筋・郡中・郡内の村々の庄屋にあてて発送されている。

この項には、麻生村の氏神の三島社への金毘羅大権現の降臨に始まる金毘羅社の歴史が記されているが、金毘羅社の歴史上重要な人物としてここに記されている開基の宝道（實道）、また寛保頃に来山したとされている大覺寺の了怒（了恕）についても、それぞれ宝物として「當山開基實道上人所持錫杖」「嵯峨御所覺勝院法務僧正了怒御書」が陳列されている。また、寛政一〇（一七九八）年に嵯峨御所、すなわち大覺寺門跡より提灯とともに菊御紋付の幕が与えられたことも合わせて記されているが、この幕はまさしく先に記した開帳

そして、その上で二月七日より一三日にかけて、開帳に関わりのある僧侶が上麻生村・下麻生村の担当者と一緒に寄付の呼びかけに各地域を廻っている。やや長いがその部分を「諸録」により示すと、次のとおりである。

小田筋御村々 同  
郡中 御村々 同  
郡内 御村々 同

勧化帳 劍守 又市 魔羅  
さらさ染風呂敷 高 常吉  
供水 乙藏  
人足三芝 安右衛門

勧化帳 劍守 清四郎  
箱入盃猪口 高 清四郎  
供三 安右衛門  
人足三芝 鹿之助

清忍房

一同七日出、久米郡三拾ヶ村行

勧化帳 劍守  
箱入盃猪口

一同十一日出、伊豫郡武拾四ヶ村行  
右同断

八幡寺 大法房  
重 儀右衛門  
供 德太郎

院主

役人 道蔵  
吉治

松山領之内三郡大庄屋改庄屋<sup>アリ</sup>参ル

諸方<sup>アリ</sup>勧化<sup>ミ</sup>罷出候人数

土産

役人 道蔵  
吉治

道後素麺壹箱

唐さらさ風呂敷壹枚

御劍守

包毘布

圓真法印

高 亀太郎

供高ノ徳太郎

一二月十二日出、郡中郡内行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月十三日出、小田筋拾八ヶ村久万山共行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月十四日出、泰山坊行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月十五日出、泰山坊行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月十六日出、泰山坊行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月十七日出、泰山坊行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月十八日出、泰山坊行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月十九日出、泰山坊行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月二十日出、泰山坊行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿一日出、泰山坊行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿二日出、泰山坊行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿三日出、泰山坊行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿四日出、泰山坊行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿五日出、泰山坊行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿六日出、泰山坊行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿七日出、泰山坊行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿八日出、泰山坊行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、泰山坊行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、泰山坊行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月三十日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

勸化帳 劍守

箱入盃猪口 御供米袋十枚宛

一二月廿九日出、浮穴郡武拾四ヶ村行

〈表〉金毘羅開帳時の寄付銀高

単位：銭匁

地域名	銀札 貫.匁.分厘	松正札 貫.匁.分厘	松札 貫.匁.分厘	小計(%) 貫.匁.分厘	その他
砥部庄	3.820.61		1.100.00	4.920.61 (18.7%)	
郡中村々	2.028.52		520.00	2.548.52 ( 9.7%)	
小田筋	303.44			303.44 ( 1.2%)	
郡内	110.00		200.00	310.00 ( 1.2%)	
松山領浮穴郡	110.81	1.501.38	245.20	1.857.39 ( 7.1%)	
久米郡		1.077.90	115.00	1.192.90 ( 4.5%)	米1俵
伊予郡		500.00	15.40	515.40 ( 2.0%)	
温泉郡		101.40	130.	231.40 ( 0.9%)	
松山御城下	70.60	253.20	120.60	444.40 ( 1.7%)	
諸方	434.69	232.25		666.94 ( 2.5%)	
下麻生村	155.61		4.770.15	4.925.76 (18.8%)	
上麻生村			8.335.37	8.335.37 (31.7%)	
合計	7.034.28	3.666.13	15.551.72	26.252.13	米1俵

※%は少数点第二位を四捨五入。

「諸録」のうち寄付銀を記した部分をまとめると、表のようになる。この表によれば、使者により寄付を呼びかけたすべての地域から合計二六貫二五一匁一分三厘の寄付銀があったことが分かる。寄付には、当時砥部地域で流通していた大洲藩札である「銀札」と松山藩札である「松正札」「松札」の両方の藩札が用いられている。地域別に寄付高をみていくと、最も寄付高が多いのは、やはり上麻生村・下麻生村の両麻生村で、この二つの村で全体の半分以上を占めている。また、麻生村と隣接し、理正院の檀家も展開していた砥部郷（あるいは砥部庄ともいう）の村々がそれに次ぎ、全体の一八・七%がこの地域より寄付されている。さらに、郡中村々がそれに次ぎ、九・七%を占めているが、このあたりまでが先に取り上げた旧記である「古今集」に記されている、いわゆる「御替地」の範囲にあたる。この「御替地」の村々で寄付高の約八〇%近くを占めていることから、金毘羅開帳は、大まかには①麻生村・②砥部郷・③御替地という重層する三つの地域により支えられていたと考えることができる。それ以外には、松山藩領の村々を多く見ることができます。表中、浮穴郡・久米郡・伊予郡・温泉郡・松山御城下などが松山藩領の村々であるが、そのうち浮穴郡・伊予郡・温泉郡は、麻生村と重信川を通じた水利及び入会山を通じて利害のある地域であり、また松山御城下は、大洲藩領の小田筋とともに、麻生村のなかにあった在郷町原町の商業活動を通じて交流の深い地域といえる。「御替地」の村々の外縁にはさらにつこれらの地域があり、金毘羅開帳は支えられていたことになる。

#### 四 おわりに

本稿では、前稿でほとんど明らかにすることことができなかった宝物場と寄付の問題を取り上げた。そのなかで、宝物場については、この地域の旧記などに記された歴史的世界を地域住民が学習する場としても機能していた可能性を指摘した。また、開帳時の寄付からは、開帳を支えた地域の姿を垣間みることができた。ここでは麻生村は無論であるが、金毘羅開帳を支えた地域として砥部郷・御替地があり、そしてさらにその外縁に松山領の村々をみるとことができた。ところで、近世後期のこの地域の動きを見る時、寛政三（一七九一）年の砥部郷大南村西願寺住職宥勝の呼びかけによる大般若経の奉納、寛政一二年の

「古今集」の編さん、文政九（一八二六）年頃の砥部新四国の設定などの動きをみるとことができる。このうち宥勝の大般若經については、砥部郷を中心とした村々・組・個人により奉納されている。また、先に述べた通り「古今集」には、麻生村、砥部郷の村々を含む「御替地」の村々の歴史的世界が表現されている。砥部新四国は、砥部郷の人々にとってまさしく地域学習の場として砥部郷の村々を範囲に設定されたものといえる。このように、近世後期麻生村をとりまく地域社会においては、地域意識の高まりを読み取ることができる。文久三年の開帳の宝物場の世界も、今後こうした地域意識の問題を背景にさらに読み解く必要があるものと考える。

## 註

- (1) 竹下喜久男氏「聖徳太子千二百年忌開帳について」（大谷女子大学資料館報告書第一冊『四大天王寺』、一九七九年所収、後に『近世地方芸能興行の研究』・清文堂出版、一九九七年所収）。
- (2) 旧記とは村の由緒や歴史を記した文書である。旧記に関する研究は、岩橋清美氏による「近世後期における歴史意識の形成－武藏国多摩郡を中心として－」（『関東近世史研究』第三四号、一九九三年）、「近世社会における『旧記』の成立」（『法政史学』四八号、一九九六年）、「近世における地域の成立と地域史編纂」（『地方史研究』一二六三号、一九九六年）の一連の研究がある。
- (3) 「予州大洲領御替地古今集」については、『伊豫市誌』（一九八六年）に翻刻されているものを用いた。以下、引用部分については頁数を示す。
- (4) 『伊豫市誌』一四七七頁。
- (5) 『伊豫市誌』一四四五頁。
- (6) 松山藩札・大洲藩札とともに錢匁札で、『愛媛県史』近世下（一九八七年）によるところ、松山藩札は一匁が六〇文、大洲藩札は一匁が七五文であった可能性が指摘されているが、今回は便宜上松山藩札も大洲藩札も一律の紙幣として扱い表に合計を示した。

# 「諸願書并諸用書控」にみる岩谷口村の一年

宇都宮 美紀

## 二 日野家文書の願書留について

日野家文書の願書留は、天保九（一八三八）年正月をはじめとして明治三（一八七〇）年三月まで欠年はあるものの九冊がのこっている。

### 一 はじめに

日野家文書は、解題で述べられているように、江戸時代の岩谷口村・大平村（どちらも砥部町）の庄屋文書が中心となっている。<sup>①</sup>点数が少なく時代幅もありみられないが、その中でも比較的揃っている史料群の一つとして庄屋が藩の役人等に宛てて提出した願書等を控えた帳面、いわゆる願書留と呼ばれる史料がある。この史料については、『愛媛県史』や『砥部町誌』<sup>②</sup>で、一部が翻刻し紹介されているにとどまっている。近世の村人の生活を日常的な視野によって描こうとする場合、彼ら自身によって書かれた日記を素材とした研究が多い。<sup>③</sup>こうした日記を用いた研究手法は有効ではあるが、日記史料は必ずしもすべての村で作成されていたとは限らず、ここで取り上げる願書留などの公文書のなかから近世の村人の生活を描こうとする試みも必要ではないだろうか。

そこで本稿では、まず最初に日野家文書にのこる願書留の形態について紹介し、次に天保一二（一八四一）年正月「諸願書并諸用書控」（15）、天保一五（一八四四）年二月「諸願書并諸用書控」（19）の二冊の帳面を取り上げ、記載内容を抽出して紹介するとともに、庄屋から差し出される一年間の文書について考察を加えてみたい。

各冊の分量は、一番多いもので安政三（一八五六）年三月より始まるものが七六丁（表紙込み）となっているが、その他の帳面はほぼ四〇丁前後となつている。ただしこれらの帳面は、それぞれ年度で収録されているのではなく、帳面が終わると新しい帳面に引き継いでゆく形となっているため、丁数によつて収録年代に差がみられる。これら九冊の収録年代をあわせると、天保八（一八三七）年一二月から明治三年三月まで若干の年欠は含んでいるものの約一四年

表1 年別の願書件数

年代	件 数	備 考
天保 8	2	前欠
9	33	
10	41	
11	41	
12	36	
13	32	
14	30	
弘化元	33	
2	38	
3	56	
4	41	
嘉永元	33	
2	8	後欠
3	—	欠
4	—	欠
5	21	前欠
6	42	
安政元	61	
2	57	
3	65	
4	57	
5	54	
6	57	
万延元	19	後欠
文久元	—	破損甚
2	—	破損甚
3	—	破損甚
元治元	—	破損甚
慶応元	—	欠
2	—	欠
3	—	欠
明治元	—	欠
2	41	前欠
3	40	後欠

間分にわたる。

年度ごとに収録されている願書等の件数をまとめると、表1のとおりになる。年欠や破損のため年間を通して把握できない年もあるが、件数としてもっと多いのは安政三年で、もっと少ないのは天保一四（一八四三）年である。ただしこの差は、事件や宗門送り、借用証文等の多少によるものと考えられる。欠損のない年だけを抜粋し平均すると一年間に四四件余りとなり、近世後期の農村において一年間に提出される文書の豊富な情報がつめこまれた史料といえる。

### 三 「諸願書并諸用書控」にみる村の一年

ここでは、天保一二年正月「諸願書并諸用書控」（15）、天保一五年一月「諸願書并諸用書控」（19）の二冊を取り上げ、岩谷口村と大平村における一年間の願書等の作成状況について紹介したい。

まず最初に、先に述べた願書留二冊から願書等を一件づつ取り出し、（一）年月日、（二）標題（内容）、（三）差出（作成）、（四）受取の順に記載内容を抽出しまとめたものが表2である。

天保一二年正月「諸願書并諸用書控」には、天保一二年正月から天保一五年二月まで、天保一五年二月「諸願書并諸用書控」には、天保一五年五月から弘化三（一八四六）年九月までとなつており、合わせると約六年九ヶ月分の願書等が収録されていることになる。二冊に収録された願書等の総件数は、抹消されたものを含めて二〇九件にものぼる。表3では、表2をもとに月別に数字で表したものである。

まず、月別にみてゆくと、一年間の中で一～一月と一～二月の四ヶ月間にに出されたものが多いうことがわかる。天保一三（一八四二）年を例にあげると、一月七件、二月一一件、一月五件、一二月三件の計二六件で、四ヶ月で一年の総件数の約八四パーセントを占めている。また、全体的に一月の件数は他の月と比較してもかなり多く、弘化二（一八四五）年においては一月に二二件あり、一年の総件数の約五五パーセントを占めている。

次に、願書の内容を月別件数と比べながらみてゆくことにしたい。先に述べたように一月は一年を通じてもっとも願書の件数が多いが、そのほとんどは縁

表3 月別の願書件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	不明	計
天保12年	3	3	0	0	4	1	1	0	0	2	4	6	2	26
天保13年	7	11	2	2	0	0	0	1	0	0	5 ※1	3	2	33 ※1
天保14年	10	5	2	1	2	0	0	0	1	0	3	4	2	30
天保15年 (弘化元年)	10	5	0	0	3	2	0	3	0	2	1	2	5	33
弘化2年	21 ※1	5	0	1	0	0	1	2	1	0	0	5	1	37 ※1
弘化3年	14 ※1	13	2	4	2	0	3	6	2	—	—	—	0 ※1	46 ※2

注：※印は、抹消されている願書の数をあらわす。

不明は、月の記載がないものの数をあらわす。

表2 天保12年から弘化3年までの願書等一覧

番号	年 代	標 題	差 出 人	受 取 人
1	天保12年	御歎申上ル口上覚（極難渋者ニ御座候ニ付御救被下置候）	岩谷口村庄屋日野光助他4名	青木一造
2	(天保12)	御歎申上ル口上覚（極難渋者ニ御座候ニ付御救被下置候）	トベ大平村庄屋日野光介他3名	青木一造
3	天保12年正月	御歎申上ル口上覚（極々難渋者ニ御座候ニ付御救被下置候）	岩谷口村庄屋日野光助他4名	青木一造
4	天保12年正月	御歎申上ル口上覚（極々難渋者ニ御座候ニ付御救被下置候）	トベ大平村庄屋日野光介他3名	青木一造
5	天保12年2月	御願申上ル口上之覚（岩谷口村忠治他二名伊勢参宮仕度段）	岩谷口村庄屋日野光介	青木一造
6	天保12年2月	覚（岩谷口村栄蔵拾五匁商札戴頂仕居申候）	岩谷口村庄屋日野光介	青木一造
7	天保12年2月	御願申上ル口上覚（岩谷口村栄蔵大南村廣助差上候三匁商札戴頂仕度願出申候ニ付）	岩谷口村庄屋日野光介	青木一造
8	辛丑(天保12)5月11日	覚（菜種子一向作不申候ニ付届）	岩谷口・大平村庄屋日野光助	青木一造
9	辛丑(天保12)5月10日	覚（田方植付昨十日迄ニ無滯相済申候ニ付届）	大平村日野光助	青木一造
10	天保12年正月	御歎申上ル口上覚（岩谷口村松右衛門持分年川ニ被仰付被下置候様願）	岩谷口村庄屋日野光介	青木一造
11	天保12年5月28日	御届申上ル口上之覚（岩谷口村靈岩寺住僧病氣之處遷化被仕候ニ付）	岩谷口村庄屋日野光助	青木一造
12	天保12年5月26日	御届申上ル口上之覚（岩谷口村靈岩寺住僧病氣之處遷化被仕候ニ付）	岩谷口村庄屋日野光助	大忍寺執事
13	辛丑(天保12)7月	御願申上ル口上覚（唐津絵葉於長崎相調申度奉存候に付）	大南村庄屋玉井鶴吉他2名	青木一造
14	天保12年6月	御願申上ル口上覚（岩谷口村組頭日野利右衛門他三名藝州嚴嶋江参詣仕度与願出申候ニ付）	岩谷口村庄屋日野光介	青木一造
15	天保12年10月	御願申上ル口上覚（岩谷口村組頭日野利右衛門三匁商御札頂戴仕度願出申候ニ付）	岩谷口村庄屋日野光介	青木一造
16	天保12年10月	御願申上ル口上覚（トベ大平村組頭佐川半左衛門柱替仕度願出申候ニ付）	トベ大平村庄屋日野光助	青木一造
17	天保12年11月	御願申上ル口上覚（土藏岩谷口村組頭日野利右衛門建度願出申候ニ付）	岩谷口村庄屋日野光介	青木一造
18	天保12年11月	御願申上ル口上覚（百姓山所々荷蘿相改申候ニ付宮内村番所江出津願）	岩谷口村大平村庄屋日野光介	青木一造
19	天保12年11月	御願申上ル口上覚（御建山荷数相積リ申候ニ付穴田村番所江出津願）	岩谷口村トベ大平村庄屋日野光助	青木一造
20	天保12年11月	御願申上ル口上覚（御成門大破ニ候ニ付）	岩谷口村庄屋日野光助	青木一造
21	天保12年12月	拝借米返上目録	トベ大平村庄屋日野光助	青木一造
22	天保12年12月	拝借米返上目録	トベ大平村庄屋日野光助	青木一造
23	天保12年12月	御願申上ル口上覚（土藏及大破申候ニ付建替仕度奉存候）	岩谷口村庄屋日野光介	青木一造
24	天保12年12月	覚（佐伯忠兵衛元取頼母子出銀受取）	庄屋日野光介他3名	連中
25	辛丑(天保12)12月	覚（御建山代銀五ヶ年一賦之分取立上納）	岩谷口村トベ大平村庄屋日野光助	青木一造
26	天保13年正月	御願申上ル口上覚（常左衛門大工中御札頂戴仕度願）	岩谷口村常左衛門他1名	年行司平兵衛
27	天保13年正月	御願申上ル口上覚（常左衛門大工中御札頂戴仕度願）	岩谷口村庄屋日野光介	青木一造
28	天保12年12月	大豆并ニ胡麻代銀上納目録	岩谷口村トベ大平村庄屋日野光助	青木一造
29	天保13年正月	御札銀上納目録	岩谷口村トベ大平村庄屋日野光助	青木一造
30	天保13年正月	覚（岩谷口村金左衛門方より岩右衛門高野川村嘉平方為養子罷越候ニ付）	新谷領岩谷口村	大洲領高野川村
31	天保13年正月	覚（岩谷口村伊之介方江大南村六歳方より庄助為養子罷越候ニ付）	岩谷口村	大南村
32	天保13年正月	宗門送り手形之事（岩谷口村中村三郎右衛門娘たみ森松村組頭治郎右衛門方江為縁付引越候）	新谷領浮穴郡岩谷口村庄屋日野光介	松山領浮穴郡森松村庄屋豊嶋半右衛門
33	天保13年正月	覚（岩谷口村彦介方江大南村太兵衛方より米吉為養子罷越候ニ付）	岩谷口村	大南村
34	天保13年2月	御歎申上ル口上覚（極難渋者ニ御座候ニ付以御救被下置候）	岩谷口村庄屋日野光助他5名	青木一造
35	天保13年2月	御歎申上ル口上覚（極難渋者ニ御座候ニ付以御救被下置候）	トベ大平村庄屋日野光助他3名	青木一造
36	天保13年2月	御歎申上ル口上覚（極々難渋者ニ御座候ニ付別段御救被下置候様）	岩谷口村庄屋日野光助他5名	青木一造
37	天保13年2月	御歎申上ル口上覚（極々難渋者ニ御座候ニ付別段御救被下置候様）	トベ大平村庄屋日野光助他3名	青木一造
38	天保13年	御届申上ル口上覚（遠ヶ森与申他領入相場所他領より燃江越候ニ付境松枯候）	トベ大平村庄屋日野光介	青木一造
39	天保13年2月	御届申上ル口上覚（黒石与申他領入相場所他領より燃江越候ニ付）	岩谷口村庄屋日野光介	青木一造
40	天保13年2月	往来手形之事（岩谷口村斧右衛門四国順拝ニ罷出申候に付）	日野光介、靈岩寺	国々関所、所々役所
41	天保13年2月	御届ケ申上ル口上覚（伊豫郡入相場所柳ヶうね他四ヶ所他領より之燃越ニ而焼申候）	岩谷口村庄屋日野光助	青木一造
42	壬寅(天保13)2月	御願申上ル口上覚（岩谷口村斧右衛門四国順拝仕度段願出申候）	岩谷口村庄屋日野光介	青木一造
43	天保13年2月	御願申上ル口上覚（土蔵普請仕度御願申上候）	岩谷口村庄屋日野光介	青木一造
44	天保13年2月	御願申上ル口上覚（土蔵岩谷口村彦介普請仕度段願出申候ニ付）	岩谷口村庄屋日野光介	青木一造
45	天保13年2月	御願申上ル口上覚（岩谷口村太蔵唐津釜築度願出申候ニ付）	岩谷口村庄屋日野光介	青木一造

番号	年 代	標 項	差 出 人	受 取 人
46	天保13年3月	御届申上ル口上覚（大平村御建山花ヶ谷岩谷口村御建山堂所焼申候ニ付）	岩谷口村トベ大平村庄屋日野光助	青木一造
47	天保13年4月	御歎申上ル口上覚（瓦葺長屋替建度奉存候）	岩谷口村庄屋日野光介	青木一造
48	天保13年4月	御願申上ル口上覚（御成門少シ西江廻シ度奉存候）	岩谷口村庄屋日野光介	青木一造
49	壬寅(天保13)8月	御願申上ル口上覚（唐津絵葉於長崎相調申度奉存候）	大南村庄屋玉井露吉他2名	青木一造
50	※壬寅(天保13)11月朔日	覚（三両堀朱御座候に付）	日野光介	青木一造
51	壬寅(天保13)11月朔日	覚（三両式歩武朱御座候段）	岩谷口村トベ大平村庄屋日野光介	青木一造
52	天保13年3月	御歎申上ル口上覚（大平村花ヶ谷御拂被仰付候ニ付）	岩谷口村ト部大平村庄屋日野光介	青木一造
53	天保13年11月	諸色値段付立帳	岩谷口村ト部大平村庄屋日野光介	青木一造
54	天保13年11月	御届申上ル口上覚（諸色値段別帳之通御座候に付）	岩谷口村ト部大平村庄屋日野光介	青木一造
55	(天保13)	覚（三両式歩武朱に付）	岩谷口村大平村庄屋日野光介他3名	青木一造
56	天保13年11月	御貯糸預手形之事（御貯糸村方江御預り申上候）	日野光介	得能喜平治
57	壬寅(天保13)12月14日	覚（当春入相山見分之節諸入用）	岩谷口村庄屋日野光介他3名	連中
58	天保13年12月	覚（銀札餞ニ受取申候）	岩谷口村庄屋日野光介	青木一造
59	天保13年11月	覚（御建山代銀五ヶ年一賦ノ分上納仕候）	岩谷口村大平村庄屋日野光介	青木一造
60	天保13年12月	覚（大豆并胡麻代銀上納仕候）	岩谷口村トベ大平村庄屋日野光助	青木一造
61	天保14年正月	御札銀上納目録	岩谷口村トベ大平村庄屋日野光助	青木一造
62	天保14年正月	御願申上ル口上覚（次間之湯殿ニ此度瓦葺ニ建度奉存候に付）	岩谷口村日野光介	青木一造
63	天保14年正月	覚（大平村好右衛門より兵吉出淵村平左衛門方江為養子罷越候ニ付）	新谷領浮穴郡大平村庄屋日野光介	大洲領出淵村庄屋大森保之進
64	天保14年正月	覚（岩谷口村松右衛門方より久太郎大南村喜代八方江為養子罷越シ候ニ付）	岩谷口村	大南村
65	天保14年正月	覚（岩谷口村伴治方より孫右衛門万年村又兵衛方江為養子罷越シ候ニ付）	新谷領岩谷口村	大洲領万年村
66	天保14年正月	覚（岩谷口村儀兵衛方より岩之右衛門外山村口右衛門方江為養子罷越シ候ニ付）	新谷領岩谷口村	大洲領外山村
67	天保14年正月	覚（岩谷口村中村三郎右衛門方よりむめ八倉村惣八方江不縁ニ付罷候）	新谷領岩谷口村	大洲領八倉村
68	天保14年正月	覚（岩谷口村伊左衛門方江亀右衛門伴八太郎大南村徳治方より不縁ニ付罷歸り候）	岩谷口村	大南村
69	天保14年正月	御願申上ル口上覚（トベ大平村庄屋佐川半左衛門雪隠瓦葺ニ立度段）	トベ大平村庄屋日野光助	青木一造
70	天保14年正月	御歎申上ル口上覚（佐川半左衛門隠宅立度段願出申候に付）	日野光介	青木一造
71	天保14年2月	覚（岩谷口村組頭中村三郎右衛門退役仕跡役中村岩藏江被仰付候）	岩谷口村庄屋日野光介	宗門方役所
72	天保14年2月	御歎申上ル口上覚（極難渋者ニ御座候ニ付御救被下置候）	岩谷口村庄屋日野光助他6名	青木一造
73	天保14年2月	御歎申上ル口上覚（極難渋者ニ御座候ニ付御救被下置候）	大平村庄屋日野光介他3名	青木一造
74	天保14年2月	御歎申上ル口上覚（極々難渋者ニ御座候ニ付別段御救被下置候様）	岩谷口村庄屋日野光助他6名	青木一造
75	天保14年2月	御歎申上ル口上覚（極々難渋者ニ御座候ニ付別段御救被下置候様）	トベ大平村庄屋日野光介他3名	青木一造
76	癸卯(天保14)3月	御願申上ル口上覚（岩谷口村組頭中村岩藏百姓長介長崎江唐津絵葉手板差シニ罷越申度願出候）	岩谷口村庄屋日野光介	青木一造
77	天保14年3月	往来手形之事（岩谷口村中村岩藏長助太宰府天満宮并清正公江參詣仕序ニ長崎見物仕度）	岩谷口村庄屋日野光助	国々關所
78	天保14年4月	寺社御改帳扣	岩谷口村ト部大平村庄屋日野光助	青木一造
79	癸卯(天保14)5月29日	覚（田方植付一昨廿七日迄ニ無滞相済申候に付届）	岩谷口村ト部大平村庄屋日野光助	青木一造
80	癸卯(天保14)5月29日	覚（菜種子一向作不申候ニ付届）	岩谷口村ト部大平村庄屋日野光助	青木一造
81	(天保14)	覚（松山割木御札代銀千足江相送ル）	岩谷口村庄屋日野光助	青木一造
82	天保14年9月	御願申上ル口上覚（痛申候間御夫附願）	ト部大平村庄屋日野光助	青木一造
83	癸卯(天保14)11月	御願申上ル口上覚（ト部大平村善六他2名四國順拝仕度段願出申候ニ付）	岩谷口村ト部大平村庄屋日野光助	青木一造
84	癸卯(天保14)11月	御願申上ル口上覚（御建山荷数相積り申候ニ付宮内村番所江出津願）	岩谷口村ト部大平村庄屋日野光助	青木一造
85	癸卯(天保14)11月	御願申上ル口上覚（百姓山所々組頭村目附共荷数相改申候ニ付宮内村番所江出津願）	岩谷口村ト部大平村庄屋日野光助	青木一造
86	(天保14)	往来手形之事（大平村善六他2名四國順拝罷出候に付）	大平村庄屋日野光助、栄養寺	国々關所、所々役所
87	天保14年12月	押借米返上目録	ト部大平村庄屋日野光助	青木一造
88	天保14年12月	過料銀上納目録	岩谷口村ト部大平村庄屋日野光助	青木一造
89	天保14年12月	大豆并胡麻代銀上納目録	岩谷口村トベ大平村庄屋日野光助	青木一造

番号	年 代	標 項	差 出 人	受 取 人
90	天保14年12月	覚(御建山代銀五ヶ年一賦之分上納仕候に付)	岩谷口村大平村庄屋日野光助	青木一造
91	天保15年正月	商御札返上目録(岩谷口村日野利右衛門一代切に付)	岩谷口村庄屋日野光助	青木一造
92	天保15年正月	御札銀上納目録	岩谷口村ト部大平村庄屋日野光助	青木一造
93	天保15年正月	御願申上ル口上覚(岩谷口村弟幸右衛門居宅立度段願出申候ニ付)	岩谷口村庄屋日野光助	青木一造
94	(天保15)	(岩谷口村類助方より米吉大南村太兵衛方江致不縁罷帰り候ニ付)	岩谷口村	大南村
95	天保15年正月	(大平村権四郎方よりこま外山村五郎左衛門方江為縁付引越候ニ付)	大平村	外山村
96	天保15年正月	覚(岩谷口村豊藏方江京北川毛村惣八方より為縁付引越候ニ付)	岩谷口村	
97	天保15年正月	覚(岩谷口村猪右衛門方江つる下麻生村万蔵方より為縁付罷越し候ニ付)	岩谷口村	下麻生村
98	天保15年正月	覚(岩谷口村利右衛門方江なか宮内村猪藏方より為縁付来候ニ付)	新谷領浮穴郡岩谷口村	大洲領浮穴郡宮内村
99	天保15年正月	宗門受取一札(久谷村佐七作兼次岩谷口村善五右衛門方江縁付罷越シ候ニ付)	新谷領浮穴郡岩谷口村庄屋日野光助	松山領久万山久谷村庄屋正岡次
100	天保15年正月	覚(岩谷口村佐次兵衛方よりかの大南村栄助方江縁付引越候ニ付)	岩谷口村	大南村
101	天保15年正月	宗門請取手形之事(もと岩谷口村源四郎方江鶴谷村重左衛門方より縁付引越候ニ付)	新谷領浮穴郡岩谷口村庄屋日野光助	松山領伊与郡鶴谷村庄屋水口新
102	天保15年	覚(岩谷口村源治村目附役仕居申候處組頭役ニ被仰付候)	岩谷口村庄屋日野光助	宗門方役所
103	天保15年	覚(ト部大平村分右衛門五人組役申付候に付届)	ト部大平村庄屋日野光助	宗門方役所
104	天保15年2月	覚(大南村服部好蔵村目附役被仰付候)	大南庄屋慎中ニ付用掛り岩谷口村庄屋日野光助	宗門方役所
105	天保15年2月	御歎申上ル口上覚(極難渋者ニ御座候ニ付御救被下置候)	岩谷口村庄屋日野光助他6名	青木一造
106	天保15年2月	御歎申上ル口上覚(極々難渋者ニ御座候ニ付別段御救被下置候様)	岩谷口村庄屋日野光助他6名	青木一造
107	天保15年2月	御歎申上ル口上覚(極難渋者ニ御座候ニ付御救被下置候)	大平村庄屋日野光助他3名	青木一造
108	天保15年2月	御歎申上ル口上覚(極々難渋者ニ御座候ニ付別段御救被下置候様)	大平村庄屋日野光助他3名	青木一造
109	甲辰(天保15)5月10日	覚(田方植付昨九日迄ニ無滞相済候に付届)	ト部岩谷口村大平村庄屋日野光助	青木一造
110	甲辰(天保15)5月10日	覚(菜種子一向作不申候ニ付届)	ト部岩谷口村大平村庄屋日野光助	青木一造
111	天保15年5月	御願申上ル口上覚(大南村西願寺庫裏及大破候ニ付)	大南村用掛り岩谷口村庄屋日野光助	青木一造
112	(天保15)	覚(松山割木歩行御札不足相送に付)	岩谷口村日野光助	青木一造
113	天保15年8月	御願申上ル口上覚(南谷池樋完并樋痛申候に付夫附願)		
114	天保15年8月	御願申上ル口上覚(大南村新治妻相勝不申候ニ付御本家様御丸葉頂戴仕度願)	大南村用掛り岩谷口村庄屋日野光助	青木一造
115	天保15年8月	御願申上ル口上覚(大南村面テ白池相痛申候ニ付夫附願)	大南村用掛り岩谷口村庄屋日野光助	青木一造
116	天保15年6月	御願申上ル口上覚(大南村豊吉他五人藝州巣嶋江参詣仕度願)	大南村用掛り岩谷口村庄屋日野光助	青木一造
117	天保15年6月	御届申上ル口上覚(大南村目附服部芳藏当三月長崎表江茶碗絵葉調罷出候に付)	大南村用掛り岩谷口村庄屋日野光助	青木一造
118	天保15年10月	御願申上ル口上覚(岩谷口村靈岩寺無住ニ付)	岩谷口村庄屋日野光助	大忍寺納所
119	天保15年10月	御願申上ル口上覚(岩谷口村源治土蔵普請仕度願出申候ニ付)	岩谷口村庄屋日野光助	青木一造
120	天保15年11月	御願申上ル口上覚(岩谷口村彦右衛門土蔵普請仕度願出申候ニ付)	岩谷口村庄屋日野光助	青木一造
121	天保15年12月	押借米返上目録(居宅焼失ニ付子より五ヶ年賦ニ而式石四斗押借仕候)	とへ大平村庄屋日野光助	青木一造
122	天保15年12月	大豆并胡麻代銀上納目録	トベ岩谷口村大平村庄屋日野光助	青木一造
123	(天保15)	覚(五ヶ年賦雜形)	岩谷口村庄屋日野光助	青木一造
124	弘化2年正月	御願申上ル口上覚(岩谷口村伊之助座頭中間入仕度願出申候ニ付)		
125	弘化2年正月	中間入証文之事(岩谷口村伊之助座頭中間江入稻荷村城君弟子ニ相成敬松与相改申候に付)	新谷領浮穴郡岩谷口村盲敬松但シ役人奥判庄屋裏判	大洲領年行司城達他1名
126	弘化2年正月	覚(岩谷口村金左衛門方より常蔵森村松左衛門方江為養子引越し候ニ付)	新谷領浮穴郡岩谷口村	大洲領伊豫郡森村
127	弘化2年正月	覚(岩谷口村久左衛門方より登も大南村久兵衛方江縁付參候ニ付)	岩谷口村	大南村
128	弘化2年正月	覚(砥部大平村五左衛門方より熊太郎大南村久左衛門方江引越候ニ付)	砥部大平村	大南村
129	弘化2年正月	覚(砥部大平村半右衛門方よりはん川登村兵蔵方江不縁ニ付)	新谷領砥部大平村	大洲領川登村
130	弘化2年正月	覚(岩谷口村松右衛門方より吉太郎大南村兵蔵方江為養子罷越候ニ付)	岩谷口村	大南村
130	※弘化2年正月	宗門請取手形(大平村善蔵方江中山村重右衛門方より好五郎為養子罷越候ニ付)	大平村	中山村
132	弘化2年正月	覚(岩谷口村平左衛門方よりみちよ大洲領伊予郡下吾川村勘左衛門方江縁付參候ニ付)	新谷領浮穴郡岩谷口村	

番号	年 代	標 項	差 出 人	受 取 人
133	弘化 2 年正月	宗門請取手形（砥部大平村善藏方江好五郎大洲領中山村重右衛門方より為養子罷越候ニ付）	新谷領浮穴郡砥部大平村	
134	弘化 2 年正月	御札銀上納目録	トベ岩谷口村大平庄村屋日野光助	青木一造
135	弘化 2 年正月 19 日	御届申上ル口上覚（伊豫郡入相山赤岩与申處焼申候ニ付）	日野光助	青木一造
136	弘化 2 年正月	宗門請取手形之事（登みト部大平村長左衛門方江久谷村善治方より縁付來候ニ付）	新谷領ト部大平庄村屋日野光助	松山領久万山久谷庄村屋正岡次右衛門
137	弘化 2 年正月	覚（岩谷口村斧右衛門方江ふじ大洲領川井村藤左衛門方より縁付參候ニ付）	岩谷口村	
138	弘化 2 年正月	宗門送手形之事（新谷領浮穴郡岩谷口村猶右衛門兄廣右衛門、妻まさ久谷村久万右衛門方江引越候ニ付）	岩谷口庄村屋日野光助	松山領久万山久谷庄村屋正岡次右衛門
139	弘化 2 年正月	覚（岩谷口村四郎兵衛方より惣助大洲領宮内村祐治方江為養子引越候ニ付）	新谷領岩谷口村	
140	弘化 2 年正月	覚（岩谷口村勘助方よりかつ大洲領千足村金左衛門方江縁付參候ニ付）	新谷領岩谷口村	
141	弘化 2 年正月	覚（岩谷口村四郎兵衛江きくよ大洲領宮ノ下村次兵衛方より縁付參候ニ付）	新谷領岩谷口村	
142	弘化 2 年正月	宗門請取手形之事（惣太郎岩谷口村与三郎方江上野村惣助方より養子來候ニ付）	新谷領浮穴郡岩谷口庄村屋日野光助	松山領浮穴郡上野村預り庄屋光田与一右衛門
143	弘化 2 年正月	宗門請取手形之事（よし大平村儀左衛門方江森松村七右衛門方より縁付來候ニ付）	新谷領浮穴郡大平庄村屋日野光助	松山領森松庄村屋豐嶋半右衛門
144	弘化 2 年正月	宗門受取手形之事（いせ岩谷口村平順方江東方村武十郎方より縁付來候ニ付）	新谷領岩谷口村日野光助	松山領東方庄村渡部治右衛門
145	弘化 2 年正月	御願申上ル口上覚（年川ニ被仰付居申候延年明ニ相成申候得共起方出來不仕候ニ付）	岩谷口庄村屋日野光助	青木一造
146	弘化 2 年 2 月	御歎申上ル口上覚（極難渋者ニ御座候ニ付御救被下置候）	岩谷口庄村屋日野光助他 6 名	青木一造
147	弘化 2 年 2 月	御歎申上ル口上覚（極々難渋者ニ御座候ニ付別段御救被下置候）	岩谷口庄村屋日野光助他 6 名	青木一造
148	弘化 2 年 2 月	御歎申上ル口上覚（極々難渋者ニ御座候ニ付御救被下置候）	大平庄村屋日野光助他 3 名	青木一造
149	弘化 2 年 2 月	御歎申上ル口上覚（極々難渋者ニ御座候ニ付別段御救被下置候）	大平庄村屋日野光助他 3 名	青木一造
150	弘化 2 年 2 月 21 日	御願申上ル口上覚（岩谷口村政蔵伊勢參宮仕度願出申候ニ付）	岩谷口庄村屋日野光助	青木一造
151	弘化 2 年 4 月	御願申上ル口上覚（大南村村目附服部芳藏豈後迄唐津壳用ニ罷越候ニ付長崎表ニ而茶碗絵葉為買調度唐津焼中より願出申候）	岩谷口庄村屋日野光助	青木一造
152	(弘化2)	覚（松山割木歩行御札代銀四拾四匁五分式厘千足江送ル）		
153	弘化 2 年 7 月 24 日	御届申上ル口上覚（岩谷口村源兵衛中谷山江畑開申候而柴燒居申候處御建山江火入焼申候に付）	岩谷口庄村屋日野光助	青木一造
154	弘化 2 年 8 月	御願申上ル口上覚（岩谷口村堂所池立樋ヤグラ及大破申候ニ付）	岩谷口庄村屋日野光助	青木一造
155	弘化 2 年 8 月	御届申上ル口上覚（伊豫郡入相山黒岩横境松枯レ申候に付）	岩谷口庄村屋日野光介	青木一造
156	弘化 2 年 9 月	御願申上ル口上覚（村方所々ニ痛ニ御座候間御夫附被下候に付）	岩谷口庄村屋日野光助	青木一造
157	弘化 2 年 12 月	過料銀并木代上納目録	岩谷口村日野光助	青木一造
158	弘化 2 年 12 月	覚（岩谷口村与治右衛門盜取レ申候ニ付）	岩谷口庄村屋日野光助	青木一造
159	弘化 2 年 12 月	御届申上ル口上覚（岩谷口村弁蔵他三名出奔仕候處帰村仕候ニ付）	岩谷口庄村屋日野光助	青木一造
160	弘化 2 年 12 月	大豆并胡麻代銀上納目録	トベ岩谷口村大平村日野光助	青木一造
161	※弘化 3 年正月	覚（岩谷口村源兵衛方よりたつ大洲領外山村清兵衛方江縁付參り候ニ付）	新谷領岩谷口村	
162	弘化 3 年正月	覚（岩谷口村日野利右衛門方よりなか大洲領宮内村猶藏方江不縁ニ付罷歸り候）	新谷領岩谷口村	
163	弘化 3 年正月	覚（岩谷口村善治方より番左衛門大南村猶助方江為養子罷越シ候ニ付）	岩谷口村	
164	弘化 3 年正月	（岩谷口村源兵衛方よりたつ大洲領外山村力右衛門方江縁付參候ニ付）	新谷領岩谷口村	
165	弘化 3 年正月	宗門送手形之事（新谷領浮穴郡岩谷口村伊左衛門桜松治郎橘村五助方江為養子引越候ニ付）	新谷領浮穴郡岩谷口村日野光助	松山領温泉郡橘村預り庄屋白石弁次郎
166	弘化 3 年正月	覚（砥部大平村好右衛門方より志やう大洲領川登村久藏方江引越參候ニ付）	新谷領砥部大平村	
167	弘化 3 年正月	宗門送一札之事（新谷領砥部大平村金兵衛妹ひさ甥栄吉久谷村甚右衛門方江縁付參候ニ付）		松山領久万山久谷庄村屋正岡治右衛門
168	弘化 3 年正月	覚（岩谷口村太郎左衛門方江平助大洲領本川村勘七方より為養子引越来候ニ付）	岩谷口村	
169	弘化 3 年正月	覚（岩谷口村日野利右衛門方江岩代大洲領玉谷村弥治右衛門方より縁付來候ニ付）	新谷領岩谷口村	
170	弘化 3 年正月	宗門請取手形之事（保免村次郎右衛門娘わさ岩谷口村中村岩藏方江縁付來候ニ付）	新谷領浮穴郡岩谷口庄村屋日野光助	松山領伊豫郡保免庄村屋大政磯右衛門
171	弘化 3 年正月	覚（岩谷口村佐次兵衛方より忠治大洲領宮内原町勝五郎跡江為養子罷越候ニ付）	新谷領岩谷口村	
172	弘化 3 年正月	覚（岩谷口村松右衛門方江久太郎大南村喜与八方より致不縁罷帰候ニ付）	岩谷口村	
173	弘化 2 年 12 月	職人御札御改目録	ト部岩谷口村大平庄村屋日野光助	作事役所
174	弘化 3 年正月	職人御札御改目録	岩谷口庄村屋日野光助	

番号	年 代	標 題	差 出 人	受 取 人
175	弘化 3 年正月	御札銀上納目録	ト部岩谷口村大平庄村屋日野光助 新谷領大平村	青木一造
176	弘化 3 年正月	覚 (大平村才右衛門方江とみ大洲領栗田村嘉平治方より 縁付來候ニ付)	岩谷口庄村屋日野光助他 6 名	青木一造
177	弘化 3 年 2 月	御歎申上ル口上覚 (極難渋者ニ御座候ニ付御救被下置候様)	岩谷口庄村屋日野光助他 6 名	青木一造
178	弘化 3 年 2 月	御歎申上ル口上覚 (極々難渋者ニ御座候ニ付別段御救被下置候様)	大平庄村屋日野光助他 3 名	青木一造
179	弘化 3 年 2 月	御歎申上ル口上覚 (極難渋者ニ御座候ニ付御救被下置候様)	大平庄村屋日野光助他 3 名	青木一造
180	弘化 3 年 2 月	御歎申上ル口上覚 (極々難渋者ニ御座候ニ付別段御救被下置候様)	大平庄村屋日野光助他 3 名	青木一造
181	弘化 3 年 2 月	覚 (岩谷口村源兵衛五人組役仕居候處去歲御免ニ付跡役 織田浅右衛門江申候)	岩谷口庄村屋日野光助	宗門方役所
182	弘化 3 年 2 月	御願申上ル口上覚 (トベ大平村富右衛門四國順拝ニ罷出度願出候ニ付)	トベ大平庄村屋日野光助	青木一造
183	弘化 3 年 2 月	(唐津焼中より茶碗絵葉当年も於長崎相調度願出申候大南 村柳右衛門恵久兵衛寵越度願出申候ニ付)	大南村預り麻生庄村屋西岡 弥平治岩谷口庄村屋日野光助	青木一造
184	弘化 3 年 2 月	御願申上ル口上覚 (唐津焼中茶碗絵葉之儀ニ付源田柳左 衛門殿御差向被下置度唐津中より願出申候ニ付)	大南村預麻生庄村屋西岡弥 平治岩谷口庄村屋日野光助	
185	弘化 3 年 2 月	御願申上ル口上覚 (岩谷口村松右衛門他三名四國順拝ニ 罷出度願出申候ニ付)	岩谷口庄村屋日野光助	青木一造
186	弘化 3 年 2 月	御願申上ル口上覚 (岩谷口村貞右衛門他八名四國順拝ニ 罷出度願出申候ニ付)	岩谷口庄村屋日野光助	青木一造
187	※(弘化 3 )	御願申上ル口上覚 (埃ミ中関大破ニ相成申候間御普請被 下置候様)		
188	弘化 3 年 2 月	御願申上ル口上覚 (埃ミ中関大痛相成申候ニ付御普請願)	岩谷口庄村屋日野光助	
189	弘化 3 年 2 月	御願申上ル口上覚 (新井手闇下夕殊之外ほれ申候而御普 請願)	日野光助	青木一造
190	弘化 3 年 2 月	御願申上ル口上覚 (岩谷口村喜介四國順拝仕度段願出申 候ニ付)	岩谷口庄村屋日野光助	青木一造
191	弘化 3 年 3 月 4 日	往来一札之事 (豫州新谷領浮穴郡岩谷口村寅右衛門太宰 府天満宮并清正公江參詣ニ罷出申候)	岩谷口庄村屋日野光助	国々閑所、所々役所
192	弘化 3 年 3 月	御願申上ル口上覚 (猶右衛門三丸商御札御差上申候ニ付 源治三丸商御札頂戴仕度段願出申候)	日野光助	青木一造
193	弘化 3 年 4 月	覚 (五歳已上之人数岩谷口村砥部大平村相改申候ニ付)	ト部岩谷口村大平庄村屋日 野光助	青木一造
194	弘化 3 年 4 月	御願申上ル口上覚 (岩谷口村砂入田地年川被仰付居申候 處追々起戻り申候得共大ニ地悪敷御座候ニ付十ヶ年之間御 用捨被下置候)	岩谷口庄村屋日野光助	河野又七、青木一造
195	弘化 3 年 4 月	御願申上ル口上覚 (村方田畠荒所是迄年川ニ被仰付居申 候處永荒ニ御願申上候)	岩谷口庄村屋日野光助	河野又七、青木一造
196	弘化 3 年 4 月	御願申上ル口上覚 (村方田畠荒所是迄年川ニ被仰付居申 候處永荒ニ御願申上候)	ト部大平庄村屋日野光助	河野又七、青木一造
197	丙午(弘化 3 )閏 5 月 13 日	御届申上ル口上覚 (田方植付一昨十一日迄ニ無濟相済申 候ニ付)	ト部岩谷口村大平庄村屋日 野光助	青木一造
198	丙午(弘化 3 )閏 5 月 13 日	御届申上ル口上覚 (菜種子一向作不申候ニ付)	ト部岩谷口村大平庄村屋日 野光助	青木一造
199	弘化 3 年 7 月 19 日	御届申上ル口上覚 (砥部大平村吟藏跡居宅去ル九日之風 ニ倒申候)	砥部大平庄村屋日野光助	青木一造
200	弘化 3 年 7 月 19 日	御届申上ル口上覚 (御建山木当月兩度之風ニ倒申候ニ付)	ト部岩谷口村大平庄村屋日 野光助	青木一造
201	弘化 3 年 7 月 19 日	御届申上ル口上覚 (伊豫郡入相山惣五郎分境松大壱本昨 十八日之風ニ倒申候ニ付)	岩谷口庄村屋日野光助	青木一造
202	弘化 3 年 8 月	御願申上ル口上覚 (南谷池堂所池土手より水もり并ニ南 谷池水口迄之痛ニ付村請御普請ニ被仰付被下置候様)	岩谷口庄村屋日野光助	青木一造
203	弘化 3 年 8 月	御願申上ル口上覚 (ト部大平村谷組道ノ下石垣崩申候ニ 付村受御普請ニ被下置候様)	ト部大平庄村屋日野光助	青木一造
204	弘化 3 年 8 月	御歎申上ル口上覚 (不相替難渋御座候ニ付御用捨被下置 候様)	ト部大平庄村屋日野光助	青木一造
205	弘化 3 年 8 月	御歎申上ル口上覚 (ト部大平村吟藏跡大風ニ居宅倒レ申 候同人極難渋者ニ御座候間程方より小屋掛け遣シ度)	ト部大平庄村屋日野光助	青木一造
206	弘化 3 年 8 月	御願申上ル口上覚 (岩谷口村松右衛門隠宅普請仕度願申 候ニ付)	岩谷口庄村屋日野光助	青木一造
207	弘化 3 年 8 月	覚 (砥石堀ニ付痛候場所)	ト部大平庄村屋日野光助	水口増蔵
208	弘化 3 年 9 月	御願申上ル口上覚 (瓦葺長屋此度大南村惣治郎所望ニ付 讓度存奉候)	岩谷口庄村屋日野光助	青木一造
209	弘化 3 年 9 月	覚 (長左衛門分砂入田上下書分)	岩谷口庄村屋日野光助	青木一造

(注) ※印がついているものは抹消をあらわす。

1~108は、天保12年正月「諸願書并諸用書控」をもとに作成した。

109~209は、天保15年2月「諸願書并諸用書控」をもとに作成した。

付・養子などの結婚に関するものである。何故一月にこのような傾向が生じるのだろうか。

縁付・養子などの結婚に関する願書の特徴は、まず第一に月の記載のみで日付の記載がみられないこと、第二に一月以外にこのようないい願書がみられないことが指摘できる。更に日野家文書から縁付・養子などの結婚に関する文書をみてゆくと、「万延一（一八六一）年二月一〇日」「浮穴郡浮穴郡抵部庄大平村」（五七）と文久三（一八六三）年二月一〇日「浮穴郡浮穴郡抵部庄岩谷口村」（六六）の一冊あるが、いずれも作成月日が二月一〇日となっていて、これらを考えあわせると、記載されるべき縁付・養子などの結婚による人別移動を実際の移動とは別に、宗門改帳の作成の前段階として一月に取りまとめて出されていたものと推測される。

また、このような宗門送り状には、次に掲げるような書式の違いがみられる。

〔史料1〕

覚

一村方金左衛門方々岩右衛門与申男壻人、其御村方嘉平為養子罷越候ニ付、向後村方宗門人數差除申候處如件、

天保十三<sup>壬寅</sup>年正月

新谷領

岩谷口村

覚

拾表

一うこん廿羽<sup>二</sup>じはんかすり

同うら

一そらいろ

右之通村方与治右衛門申者、当月三日外へ沢<sup>ニ</sup>掛置盜取<sup>レ</sup>申候<sup>ニ</sup>付、右之段

申出候間御届申上候、以上

岩谷口村庄屋

日野光助

天保十二<sup>壬寅</sup>正月

新谷領浮穴郡

岩谷口村庄屋

日野光介

松山御領浮穴郡  
森松村御庄屋

豊嶋半右衛門殿

史料1は新谷藩領や本藩の大洲藩領の村へ出した場合で、標題には「覚」のみ、作成と受取には村名のみの場合が多い。また、内容においても史料2と比べると簡素で「旦寺<sup>ヲ</sup>も宗門送り被差出候」の記載がみられない。史料2は他領である宇和島藩領や松山藩領の村へ出した場合で、標題に「宗門送り手形之事」のような標題がつけられ、作成、受取共に庄屋名が入ったものとなっている。このように、受取先によって願書は書き分けられていたことがわかる。

毎年定期的に出される願書については、先に掲げた縁付・養子などの結婚に関するもののほかに、一月または二月の難済者救済に関するもの、五月頃に出される菜種子と田方植付に関する届のほか、一二月の年貢上納に関するものなどがあげられる。これらは行政的な庄屋の仕事に関する内容であるといえる。一方、不定期で出されるものには、災害や盜難などの事件や、旅、普請、家の建て直し、金銭出入などがあげられる。これらは農民生活に密着した事柄であるといえる。一例として盜難に関する届を右に掲げる。

〔史料3〕

覚

拾表

一うこん廿羽<sup>二</sup>じはんかすり

同うら

一そらいろ

右之通村方与治右衛門申者、当月三日外へ沢<sup>ニ</sup>掛置盜取<sup>レ</sup>申候<sup>ニ</sup>付、右之段

申出候間御届申上候、以上

壹枚

壹枚

壹枚

壹枚

壹枚

壹枚

〔史料2〕

宗門送り手形之事

一女壻人

右之者御村方組頭治郎右衛門方江縁付引越候旨申出候ニ付、村方宗門差

除候間向後御村方御宗帳<sup>江</sup>御加可被成候、則旦寺<sup>ヲ</sup>も宗門送り被差出候、仍後證宗門送り一札如件

史料3からは、まず盜難にあった品がどのようなものであったのか、詳しく記されている。裕とは裏地つけて仕立てた着物のことをさしており、表一枚、裏一枚と分けて記されていることや盜まれた場所として「沢二掛置」とあることを考えあわせると、洗濯のために表と裏を解き干していたところ、盜難にあつたことが推測できる。また、品自体も「うこん廿羽ごしきはんかすり」とあるように、濃い鮮やかな黄色のかすりの着物であったことから、かなり高価な品であったことがうかがえるなど、農民生活の一端を垣間見る興味深い史料であるといえよう。

次に旅についてみてゆくと、この二冊の帳面における総件数は、一八件で、二月九件、三月三件、四月一件、六月一件、七月一件、八月一件、一一月二件であった。内容でもっとも多いのは寺社参詣で、その中でも四国順拝（遍路）が八件と多く、他には伊勢参宮、厳島参詣、太宰府天満宮参詣などがあった。このような寺社参詣の旅は、不定期とはいえ二月や六月、一一月といった限られた月にみられることから、農閑期にあわせて旅に出かけていたものと推測される。また、岩谷口村で行われていた砥部焼との関わりから絵薬を購入するため長崎へ出かけた例が五件みられた。

#### 四 おわりに

本稿では、日野家文書にのこる願書留を素材として、岩谷口村庄屋から一年間に出ていた願書等についてその内容を考察してきた。

数年分のサンプルからの検討ではあるが、一年間のうち定期的に差し出される願書や届などの内容を確認できた。また、不定期に出される願書や届などからは、村で起きたさまざまな事件や旅、家などの建て直しといった村人の身近な事柄も掘り起こすことができ、ほんの一例ではあるが、近世後期の農村における村人の生活の一端を垣間みることができた。

今回は数年分の事例しか取り上げられなかつたため検討できなかつたが、縁付・養子などの結婚に関するものから村名などを抽出することでその村の婚姻圏などがうかがえるのではないだろうか。今後、願書留などの公文書が長期にわたり残っている村では、丹念に事例を集めることで近世のさまざまな農民生活を掘り起こすことができるのではないかと考える。

註

(1) 日野家文書については、本目録の解題において詳しく紹介されているので参照いただきたい。

(2) 「愛媛県史」資料編近世下（一九八八年）において、願書留の中から砥部焼に関する内容のものについて翻刻し紹介されている。

(3) 『砥部町誌』（一九七八年）においても、願書留の中から砥部焼に関する内容のものについて翻刻し紹介されている。

(4) 水本邦彦「近世の農民生活」『日本村落史講座 第七卷 生活一「近世」』（雄山閣出版、一九九〇年）。

# 幕末期砥部焼に関する数量的考察

—「有唐津附立帳」を中心にして—

井 上 淳

石丸元兵衛殿

麻生村莊屋

西岡弥平治

岩谷口村莊屋

日野治右衛門

## 一 はじめに

本目録に掲載した日野家文書は、江戸時代の岩谷口村に関する庄屋文書であるが、日野家は庄屋以外にも、新谷藩領の村々で生産された砥部焼を管理する唐津問屋をつとめたため、その関係資料が伝わった。現在、この唐津問屋に関する資料の多くは、砥部焼伝統産業会館（以下、産業会館）において大切に保存され、展示されている。そこで、本稿では、日野家文書のうちこの唐津問屋に関する資料を用いて、唐津問屋について略述した上で、さらにその中から文久三（一八六三）年三月の「有唐津附立帳」について考察を加える。

ところで、砥部焼については、既に大内優徳氏や山本典夫氏により多くのことが明らかにされている<sup>①</sup>。本稿ではそれらに学びつつ、とくに砥部焼の量産時代とされる幕末期を取り上げ、できる限り資料からこの量産の具体的な内容に迫りたい。

## 二 唐津問屋関係資料について

産業会館にある唐津問屋に関する資料について紹介する前に、まず唐津問屋が設立された経緯を示す資料からみていく。その資料は、日野家文書の安政三（一八五六）年の「諸願書并諸印形書控」の最初に綴じ込まれていた<sup>②</sup>。

御願申上候口上覧

此度唐津物問屋御仕成被仰出候処、右私共兩人<sup>江</sup>被仰付被下置候様御願申上候、尤五ヶ年之間者御運上五貫目宛上納可仕候、年限後御運上之儀者其節御窺被下置度奉存候、何卒願之通被仰付被下置候、難有仕合奉存候、以上、

この資料は、新谷藩が唐津問屋の設置を命じたのを受けて、下麻生村莊屋西岡弥平治と岩谷口村莊屋日野治右衛門が、五年間に運上五貫目ずつという条件により問屋になることを願い出たものである。そして、新谷藩によりほどなくこの願書が認められ、実際に唐津問屋が岩谷口に設置されたことは、産業会館にある資料により立証することができる。産業会館の唐津問屋に関する資料を年代順に示すと、以下のとおりである。

- ①安政四年正月吉日 唐津御役所御普請入用帳
- ②安政四年正月吉日 唐津問屋普請諸入用帳 日野治右衛門
- ③安政四年文月吉日 唐津諸算用帳 日野治右衛門・西岡弥平治
- ④安政四年十一月十九日 唐津役所棟上諸入覚帳
- ⑤安政四年十二月吉日 年々唐津勘定控帳
- ⑥安政五年正月吉日 戊午唐津諸算用帳 日野治右衛門・西岡弥平治
- ⑦安政五年十二月 己午兩年唐津勘定帳 日野治右衛門・西岡弥平治
- ⑧安政六年正月吉日 己未歳唐津諸算用帳 日野治右衛門・西岡弥平治
- ⑨安政七年正月吉日 植灰繪葉帳 唐津役所
- ⑩万延元年十二月 辛酉歳唐津諸算用帳 日野治右衛門・西岡弥平治
- ⑪文久三年三月 有唐津附立帳

このうち、①②が安政四（一八五七）年正月頃より始まったと思われる唐津問屋の普請にかかった費用を書き上げた入用帳である。そして、④によりその年十一月十九日には問屋の普請が終わり、棟上げを迎えていることが分かる。ただし、唐津問屋が棟上げより以前の七月頃には既に機能していたことは、③の資料により明らかである。

できる。それらによると、唐津問屋は各窯元の資金調達を助けるとともに、砥部焼に必要な檍灰や絵薬などを窯元に売却している。それに対し窯元は砥部焼を唐津問屋に納めており、さらに唐津問屋がそれを仲買商人に売却することによって、窯元へ提供した資金や檍灰・絵薬代を回収している。

幕末期の唐津問屋に砥部焼を納めている窯元の焼高については、表1にまとめた。大南村が六名、岩谷口村が三名の合計九名の窯元が唐津問屋に砥部焼を納めていたこと、またそれぞれの窯元の生産額にはかなり差があることを確認することができる。

### 三 「有唐津附立帳」による砥部焼

「有唐津附立帳」は、文久三年三月段階における唐津問屋に在庫している砥部焼について、品目ごとに単価・等級・個数・合計金額を記したものである。例えば最初の記載例を示すと、以下のようになる。

	菊皿大	
廿六	イ五千九百十	
	代百五拾三メ六百六十文	
廿四	チ三千百三十	
廿二	ヨ千八百五十	
	代七拾五メ百貳十文	
廿	ラ六百三十	
	代四拾メ七百文	
十八	ラヽ八百四十	
	代拾五メ百貳十文	

十五

上メ六百五十  
代九メ七百五十文

十三

メ六百四十  
代八メ三百貳十文

十一

メ〇三百七十  
代四メ七十文

六〇

メ〇三百七十  
代四メ七十文

この場合菊皿大が品目で、菊の形をした皿の大型のものをいう。

廿六が単価で、一個あたり廿六文ということである。イが等級であるが、砥部焼は等級が符牒で示され、上級のものから順に、上・イ・チ・ヨ・ラ・ラヽ・上メ・メ・メ〇の各等級があった。菊皿大は、イからメ〇の等級が在庫しており、単価でみると一六文から一一文までのものがあったことになる。そして最後に各等級ごとの代銀が記されている。

品目の記載順には特に規則性はみられない。そこで、ここでは各品目を便宜上、皿・井・碗・盃・徳利の器種に分類し、全体の中でそれぞれの占める割合を図1に示した。その上で、以下各器種ごとにその内容を細かくみていく。

表1 砥部焼窯元の焼高

名前	村名	安政4年7月~12月 貢・匁・分厘	安政4年12月~5年10月 貢・匁・分厘	合 計 貢・匁・分厘
嘉太郎	大南村	11,476.43	36,508.25	47,984.68
城戸源六	大南村	12,462.57	31,283.55	43,746.12
福岡伴左衛門	大南村	23,224.71	36,698.67	59,923.38
久兵衛	大南村	12,464.8	19,717.62	32,181.70
宗吉	大南村	13,75.69	12,724.52	25,800.21
庄吉	大南村	7,630.86	27,972.45	35,603.31
忠助	岩谷口村	18,834.	31,544.85	50,378.85
芳助	岩谷口村	13,306.36	24,20.35	37,326.71
馬太郎	岩谷口村	3,185.76	11,285.64	14,471.40
		115,660.46	231,755.90	347,416.36

各器種のうち、個数・金額ともに一番多いのが皿である。個数にして一六万八一二〇個、金額にして錢三〇八一貫六〇五文を数え、それぞれ全体の五五・八%、五〇・七%と半分以上を占める。

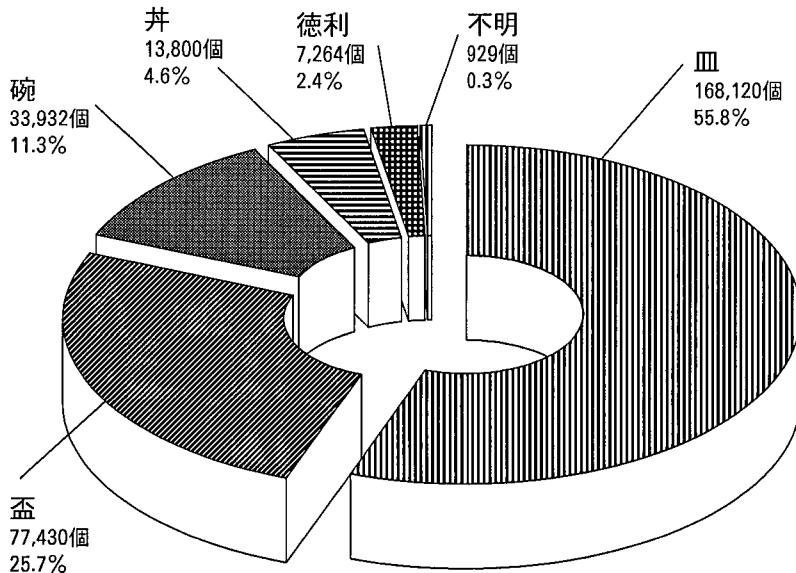
① 三

さらに、皿の内訳を表2にみると一八の品目があることが分かる。大本也・本也・小本也がおそらく本皿のことと、一般的な円形の皿と思われる。本皿は五万五八六〇個の在庫があり、皿全体の三三・二%を占める。なかでも、形・大きさとともに最も標準的な本也皿が、十八の品目なかでは五万三一七〇個と最も多く在庫している。菊皿大・菊皿小・菊手塩は、先に記したとおり菊の形をした皿のことで、このうち手塩とは、御手塩とも呼ばれる香の物などを入れる小皿である。これらの菊皿は六万八一三〇個と本皿とともに多く、この二つのタイプの皿で皿全体の七三・八%を占める。日皿も二万三五六〇個で、数としては多いが、どのような皿かはっきりとは分からぬ。単価が最高で八文と安いことから、手塩皿のようなものかと思われる。

図1 唐津問屋器種別個数・総額

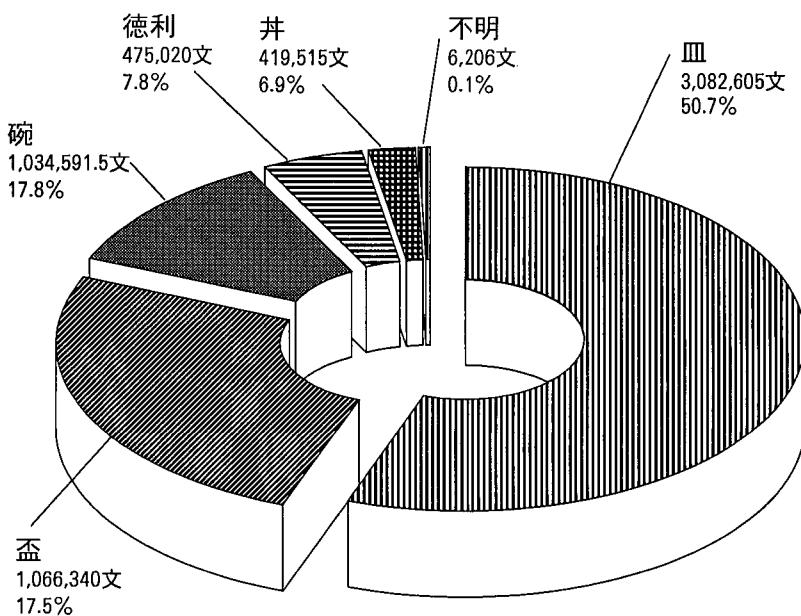
器種別個数 文久3年3月

合計:301,475個



器種別総額 文久3年3月

合計:6,084,277.5文



鮓皿・にしめ皿・うどん皿・そば皿は、特定の料理に対応してつくられた皿であるが、この中では鮓皿が多い。角縁皿・玉縁皿は、縁の形状の違いから他の皿と区別したものと思われるが、数としては少ない。生盛皿は、文字どおり刺身鉢を原型としており、皿というよりはむしろ鉢に近いものである。皿のかでは汁気のものを入れるのに適した。明治以降東濃地方で量産されるようになるとのことであるが、少ないながらも、幕末期砥部でも生産されたことが分かる。升久にしめ皿・升久絵入手塩の升久は、大南村の窯元升屋久兵衛のところで焼かれたことを示すものと思われるが、何故升屋久兵衛のものだけ分けて記されているのか不明である。赤へ目皿・赤へ酢皿の赤へは赤絵のことと思われ、砥部焼でもわずかながらも赤絵のものも焼かれていたことが分かる。

## ② 碗

碗は個数が三万三九三二個、金額が錢一〇三四貫五九一文半で、全体の中ではそれぞれ一一・三%、一七・八%を占めている。砥部焼というと普通茶碗のイメージが強いが、「有唐津附立帳」のなかでは皿・盃に次ぐ三番目の位置付けに過ぎない。しかし、碗は砥部焼のなかで主力製品であったことには変わりなく、その証しとして表2にあるように、三四と最も多い品目に分かれている。

形状としては、蓋付の碗・碗・せん茶碗に大きく分けることができる。在庫数をみていくと、蓋付の碗が一万二四七二個で碗全体の三六・七%，碗が三一七五個で九・三%，煎茶を呑むための湯呑み茶碗であるせん茶碗が一万六一六五個で四七・九%になる。その他、蓋との取合せや蓋のみも若干ある。

ところで、「有唐津附立帳」をみると、形状よりもむしろそこに描かれる文様により碗が細かい品目に分けられていることに気づく。こうした碗の文様については、大洲藩の上原窯から出土した陶片をもとに碗の形状とともに文様を明らかにした津守淳一氏の『古砥部陶片文様集』が既にある<sup>(3)</sup>が、以下「有唐津附立帳」にあらわれる文様と津守氏の成果と突き合わせながらみていく。

まず、「有唐津附立帳」のなかにあらわれる品目を在庫数が多い順番に並べると、細へせん茶・並せん茶・亀へ蓋付・龍へふたつき・亀へせん茶・龍へふたつき、紋へふたつき・歩割へ・桜へふたつきの順になる。このうち、数の最も多い細へせん茶・並せん茶のせん茶碗については、どのような文様が施されていたのかよく分からぬが、単価が他の碗類よりは格段に安いことから、『古砥部陶片文様集』に幕末期の量産のなかで類型化・単純化が進むとされている幾何文様が施された可能性が高いと考えられる。

次に「有唐津附立帳」には亀や龍などの動物文様が上位を占めているが、『古砥部陶片文様集』ではこうした動物文様よりも植物文様が圧倒的に多いことが指摘されている。植物文様のうち、『古砥部陶片文様集』で最も多い菊文様は「有唐津附立帳」にはあらわれず、逆に「有唐津附立帳」で最も多い桜は『古砥部陶片文様集』には少数しか見い出すことができない。こうした違いは窯元による違いなのか、あるいは「有唐津附立帳」の資料的な性格によるものなのか不明である。

しかし、植物文様では柳・稻束・牡丹・蕨、動物文様では龍・亀・鳥・コウモリなど両者で共通する文様も多く見い出すことができる。いずれにしても、

碗については文様の内容で単価が細かく分けられていることから、人気のある文様を中心新たに文様も加えながら、幕末期にかなりの種類の文様の碗が生産されていったのではないかと考えられる。

## ③ 井

井は個数・金額ともに少なく一万三八〇〇個・四一九貫五一五文で、いずれも全体の四・六%、六・九%を占めるに過ぎない。それはおそらく井の使用頻度が皿・碗に比べると低いためと思われる。品目も三品目と少なく、基本的な形である丸井がほとんどで、その他大丸井・八角井がわずかにある程度である。

## ④ 徳利

徳利も井と同様個数・金額ともに少なく七二六四個・四七五貫一〇文で、全体の二・四%・七・八%程度である。品目は七あるが、それぞれがどのようなものか、はつきりとは分からぬ。おそらくは徳利の大きさ・形状による違いかと思われる。大・中・下の石かん徳りが基本的な形で、徳利のなかでは最も多い。

## ⑤ 盂

盃は個数・金額ともに二番目に多く、七万七四三〇個・一〇六六貫三四〇文で、それぞれ全体の二五・七%・一七・五%を占める。盃はほとんどが普通の盃で、それ以外に丸盃・こつぶ盃がある。

## 四 おわりに

本稿では、文久三年三月段階の新谷藩の唐津問屋における砥部焼の在庫数を記録した「有唐津附立帳」を材料に、幕末期の砥部焼の量産の様相について、できるかぎり具体的な数字を提示しながらみてきた。そこからは、文久三年三月の唐津問屋の在庫数という限られたデータではあるが、皿・碗・井・徳利・盃など、多彩な形状・文様の日常食器が相当数生産されていたことが明らかになつた。

また、本稿では砥部焼の単価について触れる所が少なかつたので、その点について、それぞれの器種の最も品質が高い等級の単価をみると、皿で八・三九文、碗で一四・八〇文、井で三五・三八文、徳利で五五・一〇五文、盃で一四・一八文となる。それぞれに単価に差はあるが、全体としてかなり廉価でそれ

表2 唐津問屋における器種・等級別単価・個数

	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		7等級		8等級		9等級		個数合計	総額
	単価	個数	単価	個数	単価	個数	単価	個数	単価	個数	単価	個数	単価	個数	単価	個数	単価	個数		
①皿																				
本也	23	18230	21	9620	19	6030	17	4940	15	8150	12	950	11	4170	10	1080			53170	1010180
大本也	31	930	29	250	27	600	28	60	23	70	13	20							1930	55650
小本也	19	210	18	40	17	20	16	220	15	140	10	10	9	90	8	30			760	11820
菊皿大	26	5910	24	3130	22	1850	20	630	18	840	15	650	13	640	11	300			13980	318900
菊皿小	27	13100	25	2640	23	2310	21	2630	19	2690	15	1480	13	890	11	230			25970	615470
菊手塙	13	26400	12	30	11	510	10	380	8	180	7	530	6	250					28280	359620
目皿	8	20570	7	920	6	650	5	410	4	250	3	660	2	100					23560	180130
鮓皿	36	6340	32	1610	30	1020	27	550	24	530	21	210	18	130	15	90	12	40	10520	346510
にしめ皿	21	1560	20	460	19	370	18	220	17	110	12	280	11	160	10	40			3200	60340
うどん皿	30	10	26	10															20	560
そば皿	30	250	28	290	26	470	24	180	22	10	16	10	14	40					1340	34540
角縁皿	24	10	22.5	10	13	60	12	190	11	240									510	6165
玉縁皿	22	20	30	40															60	1240
生森皿	33	170	31	160	29	220	27	40	25	20	15	40							650	19130
升久にしめ皿	16	680	15	110	14	60	13	20											870	13630
升久絵入手塙	14.5	2320	13.5	60	12.5	20	10	90											2490	35600
赤へ目皿	16	490	15	300															790	12340
赤へ酢皿	39	20																	20	780
②碗																				
亀へ蓋付	54	130	51	920	48	925	45	540	42	465	39	75							3055	145095
龍へふたつき	51	1520	47	500	43	390	39	275	35	110									2795	132365
紋へ蓋付	50	1115	46	350	42	460	38	140	34	85	30	55							2205	101030
桜へ蓋付	45	695	42	195	39	255	36	170	32	45	30	15							1375	57420
柳へふたつき	48.5	225	45.5	80	42.5	80	39.5	160	33.5	65	30.5	50							660	27975
長春へ蓋付	54.5	57	51	105	48	95	45	75	41	80	39	115							527	24161.5
成平へ蓋付	45	45	39	275	36	170	32	5											495	19030
てつせんへ蓋付	52	50	49	20	46	5	43	125	40	145	37	45							390	16650
獅子へ蓋付	51	20	48	60	45	80	42	35	39	70	36	15							280	12240
並割花ふたつき	46	20	40	230	37	10	34	5											265	10660
桜へふたつき	54	5	48	20	45	25	42	50											100	4455
鳥へふたつき	65	5	60	10	55	10	50	25	45	25									75	3850
あさへふた付	54	20	50	30	46	5	42	10	34	10									75	3570
障子へふたつき	45	20	42	5	39	25	36	15	33	5	30	5							75	2940
ばしよう蓋付	46	5	42	20	40	20	37	5	34	10									60	2395
みす柳蓋付	54	5	51	5	48	5	45	25											40	1890
歩割へ	46	925	43	230	40	200	37	110	34	35	31	55							1555	67405
上割花へ	54	15	50	20	46	325	42	170	38	80									610	26940
ひしへぼたんへ	61	130	56	20	51	45	46	70	41	50									315	16615
わらびへ	46	35	42	85	38	55													175	7270
こふもりへ	45	45	42	25	39	65	36	25	32	10									170	6830
唐子へ	52	5	47	40	42	75	37	5	32	40									165	6755
小福え	80	5	75	15	70	20	65	60	60	10	55	15	35	5					130	8425
庄屋ぼたんへ	40	5	36	5	32	15	25	5											30	985
玉垣へ	50	5	46	5	42	5	25	5											20	815
稻へ	45	5																	5	225
細へせん茶	17	7615	16	180	15	120	14	115	13	90	10	70	9	55	8	15			8260	138230
並せん茶	16	3780	15	625	14	275													4680	73705
亀へせん茶	18	2150	17	240	16	340													2730	48220
よろいへなら茶	45	180	42	50	39	10	36	125	33	90	30	40							585	22770
赤へ出し茶	22	10																	10	220
上蓋付取合せ	25	430	22	345															775	18340
並蓋付取合せ	25	195	22	300	19	650													1145	23825
蓋斗	14	70	13	10	12	10	6	10											100	1290

	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		7等級		8等級		9等級		個数合計	総額
	単価	個数	単価	個数	単価	個数	単価	個数	単価	個数	単価	個数	単価	個数	単価	個数	単価	個数		
③丼 丸丼 大丸丼 八角丼	37	6060	34	1140	31	960	29	720	20	1090	17	690	14	1010					11670	361290
																		1630	43800	
																		500	14425	
④徳利 大石かん徳り 中石かん徳り 小石かん徳り 尾張かん ひよふたん徳り 上そりりかん 並そりりかん	75	3207	65	304	55	147	43	98	35	45	25	12							3813	274655
																		1188	67260	
																		1473	67775	
																		218	17930	
																		94	9400	
																		334	28410	
																		144	9590	
⑤盃 盃 丸盃 こつぶ盃 赤へ盃	14	71170	13	1370	12	1030	11	1100	9	1150	8	790	7	50					76660	1055670
																		460	5200	
																		300	5290	
																		10	180	
⑥不明 神酒鈴丸 角神酒鈴 りん 孫なら 山形	9	30	8	130	7	90	6	150	3	60									250	1940
																		425	2735	
																		45	355	
																		10	70	
																		199	1106	

※1 単価・総額の単位は文である。

※2 等級は単価の高いものから便宜上付けたものである。

## 註

(1) 大内優徳氏『伊予の陶磁』(雄山閣出版・一九七三年)、山本典夫氏『砥部磁器史上』(里の会・一九八六年)。

(2) 日野家文書40。

(3) 津守淳二氏『古砥部陶片文様集』(砥部文化研究会・一九九五年)。

(4) この点に関する研究としては、山本典夫氏『砥部焼と松前のからつ船』(一九九三年)がある。また、寛政八(一七九六)年に讃岐金毘羅社の旭社前に奉納された玉垣に、郡中の商人とともに「大洲砥部岩谷口日野次右衛門資愛」の名前があるが、あるいはこうしたところに砥部焼を通じた商人のネットワークを見い出すことができるのではないかと考える。

**【付記】**  
砥部焼伝統産業会館の日野家文書の閲覧に際しては、館長の武本猛氏にお世話になりました。記して感謝申し上げます。

らを市場に供給できていたことは指摘できる。こうしたデータからも、幕末期の廉価な磁器の供給の背景に、砥部焼のような地方窯の台頭があつたことを読み取ることも可能であろう。  
最後に残された課題について三点掲げる。第一に、唐津問屋の資料以外に大洲・新谷藩の各窯元の古文書についても調査し、砥部焼の生産の問題をさらに検討していくことが必要である。第二に、津守淳二氏の『古砥部陶片文様集』にある上原窯のデータとの突き合わせを今回一部行つたが、砥部焼の器種・文様とその数量を明らかにするには、「有唐津附立帳」のような古文書と、陶片などの考古遺物とを比較検討していくことは、ある程度有効ではないかと考える。第三に、幕末期に量産された砥部焼がどのような経路でどの程度流通していたのかという視点も今後さらに必要である。<sup>4)</sup>